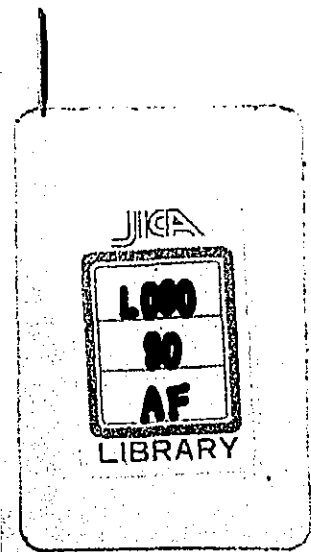


# 昭和52年度農林業協力事業関係 達、通達集

昭和53年2月

国際協力事業団



国際協力事業団

|           |           |      |
|-----------|-----------|------|
| 受入<br>月日  | '86.11.05 | L000 |
| 登録<br>No. | 15619     | 80   |
|           |           | AF   |

## 目

|     |  |    |
|-----|--|----|
| I   | プロジェクトの運営関係  |    |
| 1.  | 役職員以外の者に会計役の業務を委任する<br>場合の取扱いについて                              | 1  |
| 2.  | 海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策<br>費、専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行<br>機材費の執行について | 2  |
| 3.  | 機材の現地調達について  | 5  |
| 4.  | 現地業務費支給基準  | 7  |
| 5.  | 研究協力専門家現地業務費支給基準   | 22 |
| 6.  | モデルインフラ整備実施要綱(案)   |    |
| II  | 専門家の処遇関係   |    |
| 1.  | 専門家の在勤基本手当及び住居手当上限額の改正<br>について                                 | 34 |
| 2.  | 国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑<br>託に関する要綱の一部を改正する達                     | 40 |
| 3.  | 専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する<br>要綱の一部を改正する達                          | 41 |
| 4.  | 技術協力のために海外に派遣する専門家の帰国後<br>の生活保障に関する基準の一部を改正する達                 | 42 |
| 5.  | 派遣専門家及び扶養親族の健康診断について   | 43 |
| 6.  | 専門家の災害補償に関する基準   | 56 |
| 7.  | 専門家の派遣手当等支給基準  | 45 |
| 8.  | 専門家の派遣手当等支給細則  | 59 |
| 9.  | 子女教育手当の額について   | 73 |
| 10. | 家賃前払いのための借入金に係る家賃に含め得る<br>利息の限度額について                           | 74 |

## 次

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 11. | へき地の公示について                        | 75 |
| 12. | 専門家子女の一時呼寄せに関する達                  | 77 |
| 13. | 専門家災害救済金支給基準                      | 81 |
| 14. | 専門家の労災保険への加入について                  | 85 |
| 15. | 専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部<br>を改正する達  | 87 |
| III | 海外共済会関係                           |    |
| 1.  | 国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部<br>を改正する規則 | 90 |
| 2.  | 派遣専門家に対する国内融資あつせんの件               | 91 |
| 3.  | 海外共済会の掛金率の改正について                  | 92 |
| 4.  | 健康診断料の給付を定める件                     | 93 |

JICA LIBRARY



1008487[9]

# I プロジェクトの運営関係

昭和52年10月26日  
通達(経)第46号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

総 裁

役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の  
取扱いについて

国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。)第10条第4項ただし書に定める役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合は、下記に定めるところによるものとする。

記

第1 総裁は、業務上必要と認める場合は、役職員以外の者に会計規程第11条第8項に定める会計役の業務の全部又は一部を委任することができるものとする。

第2 総裁は、第1に掲げる委任に係る事務を、各部・室・事務局

長をして行わしめるものとする。

2 各部・室・事務局長は、前項の定めにより委任を行うときは、経理部を経由し、契約担当役の承認を受けなければならない。

第3 委任に当たっては、予め委任しようとする者の同意を得るとともに、業務の内容、範囲等を明示した委嘱状をもつて行うものとする。

昭和52年10月26日  
通達(経)第45号

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

総 裁

海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、  
専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の  
執行について

事業団の予算のうち、経済協力費の海外における執行は、従来、  
海外事務所経費及び専門家の一般現地業務費の支出が中心であつた  
が、近時、プロジェクト基盤整備(モデルインフラ整備費)、現地  
業務費の一部としての応急対策費等の事業費的経費の支出が増大す  
る傾向にあり、また近く供与機材の現地調達も実施の予定である。  
これら事業費的経費の執行に当たっては、比較的規模の大きい物品、  
施設等の取得、処分等を伴うこととなり、従来からの現地業務費の  
支出手続によることは適当でないと思われるところ、プロジエク  
ト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費  
(資材費を含む。)及び携行機材費の執行については、当分の間、

他に定めるもののほか、下記により処理されたい。

記

(適用経費)

第1 この通達は、次の各号に掲げる経費(以下「事業費等」とい  
う。)について適用する。

- (1) プロジェクト基盤整備費
- (2) 応急対策費
- (3) 専門家生活環境整備費
- (4) 機材供与費(資材費を含む。)
- (5) 携行機材費

(事業費等の執行の主体)

第2 海外における事業費等の執行は、原則として、会計役(海外  
事務所長)が行うものとする。

2 海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所  
所在地と著しく遠隔である場合は、「役職員以外の者に会計役の  
業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)  
第46号。以下「会計役委任通達」という。)の定めるところに  
より、派遣専門家等に国際協力事業団会計規程(昭和50年規程  
第11号。以下「会計規程」という。)第10条第1項第8号に  
定める会計役の業務を委任し、執行させることができるものとす

る。

3 前各項に定めるほか、事業の執行に当たり、必要と認める場合には、会計役委任通達の定めるところにより派遣専門家等に会計役の業務を委任することができる。

この場合において、委任を受けた派遣専門家等は、随時、所管の海外事務所長（会計役）の指示を受けて行うものとする。

なお、専門家をして事業の立案、予定価格の設定、契約等のすべての業務を行わせる場合は、原則として、企画関係の業務を行う者と契約関係の業務を行う者を別々に委任することにより、会計の相互牽制原則の実をはかるものとする。

第3 総裁は事業費等の執行に当たり、必要があると認められた場合には、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為を行わせることができる。

（事業費等の執行の原則）

第4 事業費等の執行に当たっては、会計規程、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「会計細則」という。）、その他会計諸規程の定めるところにより経理するものとする。

（会計役の計理処理等）

第5 会計役又は会計役の業務の委任を受けた者は、事業費等の執行により取得した物品等の処理については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第1に定める経費によつて取得した物品等の経理については「開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機材設備に係る固定資産の特別経理について」（昭和51年通達（経）第38号）に準じて処理するものとする。

(2) 物品を取得した場合には、物品管理簿に登記するものとする。  
また、毎事業年度末又は事業終了時に物品取得報告書を提出するものとする。

(3) 物品の管理に当たっては、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(4) 建物を処分する場合には、国際協力事業団不動産管理細則（昭和51年国協達第8号）第22条の規定を準用するものとする。

土地を処分する場合にあつても同様とする。

（機材供与に係る現地調達）

第6 会計役又は会計役の委任を受けた者が機材供与費により機材を現地調達する場合には、上記第4によるほか、当該機材を相手国政府等に供与する場合にあつては引渡しに先立ち、機材供与報告書を現地在外公館に提出し、当該在外公館を通じて供与しなけ

ればならない。すなわち、機材供与費は、相手国政府の要請を受けて機材を供与するものであるから、在外公館を介して所定の手続をとる必要がある。しかし、携行機材の供与については在外公館を介する手続は必要としない。



昭和52年11月11日  
通達(経)第59号

記

関係部・室・事務局長  
関係機関の長 殿

総 裁

#### 機材の現地調達について

海外事務所長及び「役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号以下「委任通達」という。)によつて会計役の業務の委任を受けた者(以下「海外事務所長等」という。)が、機材供与費(資材費を含む。以下同じ。)及び携行機材費によつて、任国において行つた機材の調達(以下「現地調達」という。)は、国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号)その他別に定めるものの他、下記によらるたい。

#### (現地調達の要件)

第1 海外事務所長等は、次の各号の一に該当する場合は、機材を現地調達することができるものとする。

- (1) 当該機材が、現地における専門家の業務に緊急に必要であるため、本邦からの購送を待つては著しく支障をきたすと認められる場合
- (2) 当該機材が、任国において輸入を禁止され、若しくは制限されている場合又は国産品の使用を奨励されている場合
- (3) 当該機材が危険品、厳しい温度管理品又は破損し易い物品等であるため現地調達が合理的と認められる場合
- (4) 機材本体の購送業務終了後、緊急に一部の機材の追加を必要とする事態が発生し、その補充が現地で可能な場合
- (5) 現地調達が、価格、アフターサービス等の点で有利であると認められる場合

#### (機材供与費による現地調達)

第2 事業部長は、機材供与費に係る機材について現地調達することが相当であると認めた場合、契約担当役に対し、国際協力事業団会計細則(昭和51年国協通第6号。以下「会計細則」という。)第54条第1項に定める資金前渡手続を海外事務所

長等に対して行うよう申請するものとする。

この場合において、事業部長の申請は、同条第2項に定める会計役からの申請とみなす

- 2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合、資金前渡の手続を行うものとする。

( 携行機材費による現地調達 )

第3 海外事務所長等は、携行機材費に係る機材の現地調達を行う場合にあっては、所要額を算定し、会計細則第54条第2項に定める前渡資金交付申請手続を関係の事業部長を経由し契約担当役に対して行うものとする。

- 2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合、資金前渡の手続を行うものとする。

現地業務費支給基準を次のとおり定める。

昭和52年12月14日

国際協力事業団  
総裁 法眼晋作

国協達第25号

### 現地業務費支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が、技術協力の円滑かつ有効適切な実施を図り、及び青年海外協力隊員の活動を促進、助長するため専門家及び青年海外協力隊員に対して支給する現地業務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 事業団が条約その他の国際約束に基づく技術協力のために開発途上地域等に派遣する者をいう。
- (2) 青年海外協力隊員 事業団が開発途上地域の住民と一体とな

つて当該地域の経済及び社会の発展に協力するために派遣する青年をいう。

- (3) プロジェクト 技術協力センター、東南アジア漁業開発センター、農林業協力プロジェクト、保健医療協力プロジェクト及び開発技術協力プロジェクトをいう。
- (4) 現地業務費 専門家及び青年海外協力隊員の現地における業務活動に必要な経費のうち、相手国政府等が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難なものに充当する経費及び事業団との連絡に要する経費をいう。
- (5) 現地業務費管理者 専門家及び青年海外協力隊員のうち総裁が現地業務費の管理を委嘱した者をいう。

(現地業務費の種類及びその用途)

第3条 現地業務費の種類は次のとおりとし、その用途は別表第1による。

- (1) 一般現地業務費
- (2) 保健医療協力現地研究費
- (3) 農林業協力現地研究費
- (4) 長期調査員調査費
- (5) 事務所費
- (6) 現地活動旅費
- (7) 最貧国対策費

(8) 域内旅費

(9) 青年海外協力隊員現地業務費

(支給額)

第4条 現地業務費の支給額は、別表第2の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、域内旅費及び青年海外協力隊員現地業務費以外の現地業務費については、特別の事情がある場合は、現地業務費管理者（以下「管理者」という。）の申請に基づき、予算の範囲内で支給額を増額することができる。

(申請)

第5条 前条第2項に規定する現地業務費の増額支給を受けようとする管理者は、現地業務費臨時支給申請書（様式第1号）を総裁に提出するものとする。

2 域内旅費の支給を受けようとする管理者は、域内旅費申請書（様式第2号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて総裁に提出するものとする。

3 青年海外協力隊員現地業務費の支給を受けようとする管理者は、隊員支援経費使用計画書（様式第3号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて、総裁に提出するものとする。

(計算期間)

第6条 第3条第1号から第7号までに規定する現地業務費の支給は、専門家が任国に到着した日の翌日から業務を終了し任国を出

発する日の前日までの期間（プロジェクトチームにあつては最初の専門家が任国に到着した日の翌日から最後の専門家が任国を発する日の前日までの期間。以下「支給期間」という。）について暦月を単位として計算したところによる。ただし、暦月に満たない期間については、15日以上を1月分とし、15日未満を2分の1月分とする。

2 現地業務費の支給を受けた管理者は、支給期間が短縮された場合は、既に支給を受けた額から前項の規定により計算して得られる額を差引いた額を返納しなければならない。ただし、短縮期間が7日以内のときは、この限りでない。

(支給)

第7条 管理者は、現地業務費の送金を受ける確実な銀行口座を開設し、速やかに銀行名、口座名義及び口座番号を事業団に報告するものとする。

2 事業団は、管理者に対し、前項に基づき開設された銀行口座に、第3条第1号から第7号までに規定する現地業務費については、原則として毎月送金し、同条第8号及び第9号に規定する現地業務費については、認定の都度送金するものとする。

(実施)

第8条 管理者は、送金された現地業務費を常に公金として銀行口座に預け管理するものとし、その実施に当たっては、契約の締結

等必要な手続により適正な支出を行うとともに、証拠書類を徴収し、保管しなければならない。

2 農林業協力現地研究費により試験圃場を設置する場合は、前項に定めるほか、試験の目的、内容、設置期間、面積及び損害賠償地域を含む見取図等を記載した試験設計書を作成し、実施しなければならない。

(会計事務処理)

第9条 現地業務費に関する会計事務の取扱いについては、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 帳簿 管理者は、現地業務費出納簿(以下「出納簿」という。様式第4号)を備え、所定の事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

この場合、支出については、別表第1記載の費目別に整理するものとする。

(2) 受払報告 管理者は、現地業務費受払報告書(様式第5号)を作成し、支給期間が終了したときは、速やかに事業団に提出するものとする。また、支給期間が2以上の事業年度に涉る場合は、毎事業年度末現在の現地業務費受払報告書を作成し事業団に提出するものとする。

(3) 証拠書類 管理者は、現地業務費の支出に当たっては、証拠書類を徴収のうえ四半期毎に編纂、保管し、事業団の請求があ

つたときは速やかに提出するものとする。

(4) 会計事務の引継 管理者が交替したときは、次により後任の管理者に引継ぐものとする。

イ 引継日の設定 後任管理者が任国に到着した後速やかに締切期日を定め、その日を引継日とする。

ロ 管理区分 現地業務費の管理は、引継日の翌日から後任の管理者が行う。

ハ 引継目録の作成 前任の管理者は出納簿、証拠書類、その他の書類の引継目録(様式第6号)を2通作成し、後任の管理者とともに署名捺印のうえ、その1通を事業団に提出し、他の1通を後任の管理者が保管するものとする。

ニ 出納簿の引継 出納簿は、引継日をもつて締切り、後任の管理者とともに署名捺印のうえ引継ぐものとする。

ホ 現金の引継 現地業務費の引継については、前任の管理者は現金現在高調書(様式第7号)を作成し後任の管理者とともに署名捺印のうえ預金残高証明書を添え事業団に提出するものとする。

(5) 残金の返納 支給期間が終了し、第2号により現地業務費の残金が確定したときは、管理者は速やかに当該金額を事業団に返納しなければならない。

(特別経理)

第10条 現地業務費で1万円以上の物品（消耗品を除く。）を購入した場合の取扱いについては別に定める。

（特例）

第11条 現地業務費の支給に関して、この基準によりがたい場合は、総裁の承認を受けてこの基準と異なる処理をすることができる。

#### 附 則

- 1 この基準は、昭和52年12月14日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 「現地業務費の支給等に関する基準」（昭和47年海技協達第21号）、「現地業務費の支給等に関する基準の適用範囲について」（昭和48年総務部長・経理部長通達）及び「医療協力現地研究費の取扱いについて」（昭和50年通達第25号）は、廃止する。

別表第1

| 支出費目             | 費用分類   |
|------------------|--|
| <p>： 一般現地業務費</p> | <p>専門家の現地における業務活動に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金</p> <p>    調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 資機材購入費</p> <p>    イ 調査、研究、研修、試験用資機材購入費を整理する。</p> <p>    ロ 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。</p> <p>    ハ 業務参考図書費を整理する。</p> <p>(3) 消耗品費</p> <p>    イ 事務用品費を整理する。</p> <p>    ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。</p> <p>    ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。</p> <p>    ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p> |

| 支出費目 | 費用分類  |
|------|---|
|      | <p>(4) 交通費</p> <p>    現地内国交通費を整理する。</p> <p>(5) 域内旅費</p> <p>    イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。</p> <p>    ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(6) 通信運搬費</p> <p>    イ 通信、電話、郵便料を整理する。</p> <p>    ロ 機材取付等荷物運搬料を整理する。</p> <p>(7) 印刷製本費</p> <p>    教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(8) 借料損料</p> <p>    器具、機械、施設、設備、車馬等の料、使用料、損料を整理する。</p> |

| 支出費目 | 費用分類  |
|------|---|
|      | <p>(9) 借入費<br/>           タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時雇上費を整理する。</p> <p>(10) 会議費<br/>           業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。</p> <p>(11) 雑務費<br/>           イ 倉庫料等荷物保管料を整理する。<br/>           ロ 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。<br/>           ハ 機材引取のための通関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。<br/>           ニ 簡易な雑工事費を整理する。<br/>           ホ 現地カウンターパート等に対する謝礼金を整理する。<br/>           ヘ その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。</p> |

| 支出費目                                 | 費用分類   |
|--------------------------------------|--|
| <p>2 保健医療協力<br/>           現地研究費</p> | <p>保健医療協力プロジェクトのうち、教育協力及び研究協力を効果的に実施するために必要な野外活動を通じての検体の収集、疫学調査、収集検体資料等の運搬、実験動物の飼育・管理、収集検体及び実験動物等を活用しての実験解明、分析及び実験分析に基づく資料の作成、印刷等の経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費<br/>           現地における疾病発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬等に要する経費（調査旅費、備人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛借上料、標本等運搬費等）を整理する。</p> <p>(2) 実験動物飼育管理費<br/>           現地における実験又は研究に必要な実験動物飼育管理室設置及び飼育管理に要する経費（動物飼育室設置に要する材料購入費、人夫賃及び飼育箱、動物、飼料購入費、飼育、清掃人夫賃等）を</p> |



| 支出費目         | 費用分類  |
|--------------|---|
| 3 農林業協力現地研究費 | <p>整理する。</p> <p>(3) 実験・調査結果分析費<br/>           実験・調査結果を分析するための実験研究資材の購入及び修理、補助人夫の雇傭等に要する経費を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費<br/>           調査、実験、研究結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>農林業研究協力プロジェクトの専門家が現地における熱帯農業の研究に必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 試験圃場設置管理費<br/>           現地における試験研究に必要な試験圃場設置のための圃場借上げ、圃場管理（農機具の燃料及び維持、有機質肥料その他試験用資材に限る。）、人夫雇傭及び圃場損害賠償に要する経費を整理する。</p> |

| 支出費目       | 費用分類   |
|------------|--|
| 4 長期調査員調査費 | <p>理する。</p> <p>(2) 試験圃場調査指導費<br/>           現地における病害虫発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 調査結果分析解析費<br/>           試験圃場の調査結果を解析、分析するための研究資料の購入、補助人夫の雇傭及び研究用機材の修理に要する費用を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費<br/>           現地における試験圃場の資料等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>長期調査員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。</p> |

| 支出費目     | 費用分類   |
|----------|--|
| 5 事務所費   | 開発技術協力プロジェクトの専門家の現地における業務に必要な経費で、一般現地業務費の費用分類のうち、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の経費を整理する。   |
| 6 現地活動旅費 | 開発技術協力プロジェクトの専門家の任国内における経費で、一般現地業務費の費用分類のうち、(4)及び(5)の経費を整理する。  |
| 7 最貧国対策費 | <p>後発開発途上国（DACの分類による。）のプロジェクトに派遣する専門家の業務に必要で、相手国が、その財政上の理由により負担し得ないカウンターパートのための経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金<br/>調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 消耗品費<br/>イ 事務用品を整理する。</p> |

| 支出費目 | 費用分類  |
|------|---|
|      | <p>ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。</p> <p>ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。</p> <p>ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する</p> <p>(3) 交通費<br/>現地内国交通費を整理する。</p> <p>(4) 域内旅費<br/>イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。<br/>ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(5) 印刷製本費<br/>教材、報告書の印刷代、製本代を整理する。</p> |

| 支出費目            | 費用分類   |
|-----------------|--|
|                 | <p>(6) 傭人費<br/>           タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時傭上費を整理する。</p>            |
| 8 域内旅費          | <p>国際機関に派遣する専門家の隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。</p>                  |
| 9 青年海外協力隊員現地業務費 | <p>青年海外協力隊員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。</p> |

別表第2

|               |  |                 |                                      |
|---------------|--|-----------------|--------------------------------------|
| 1 一般現地業務費     | 個別専門家及び保健医療協力プロジェクトチームについては、1人につき、月額15,000円以内とし、プロジェクト(保健医療協力プロジェクトを除く。)については、1チームにつき、月額132,000円以内とする。 | 7 最貧国対策費        | 対象プロジェクト1チームにつき、月額100,000円以内とする。     |
| 2 保健医療協力現地研究費 | 対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。  | 8 域内旅費          | 専門家の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。      |
| 3 農林業協力現地研究費  | 対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。  | 9 青年海外協力隊員現地業務費 | 青年海外協力隊員の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。 |
| 4 長期調査員調査費    | 長期調査1チームにつき、月額67,760円以内とする。  |                 |                                      |
| 5 事務所費        | 対象プロジェクト1チームにつき、月額36,260円以内とする。  |                 |                                      |
| 6 現地活動旅費      | 対象プロジェクト1チームにつき、月額151,800円以内とする。   |                 |                                      |

様式第1号

現地業務費臨時支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

任 国

(プロジェクト名)

氏 名 印

下記により現地業務費臨時支給を申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 支出目的
- 2 申請理由(必要性)
- 3 支出費目
- 4 概算支出額 ( 円) 1\$ = (現地通貨)

内訳 (購入品目、単価、数量、出張日程等)  
日当@1,400円、宿泊料@5,500円

様式第2号

域内旅費支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

派遣機関

氏 名 印

下記により域内旅費支給を申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 支出目的
- 2 申請理由(必要性)
- 3 出張者
- 4 出張先
- 5 期 間
- 6 支出額及び内訳

支出額合計 円(換算レート 円/通貨)

内 訳



様式第4号

現地業務費出納簿

| 年月日 | 摘要 | 費目別 | 受 | 払 | 残 | 証拠書類番号 |
|-----|----|-----|---|---|---|--------|
|     |    |     |   |   |   |        |

- (注) 1 この帳簿には送金外貨を交換した任国通貨の受払について記帳する。
- 2 前期よりの繰越金があるときは受の当該金額欄に記入する。
- 3 残額は翌年度にわたり使用することができる。
- 4 受入れたときは、受入外貨に対する邦貨及び換算相場を摘要欄に記入する。
- 5 費目別欄には支払の費目別(基準別表第1に定める費目)を記入する。
- 6 受払に伴う証拠書類は各期毎に分けて番号を付し、その番号を証拠書類番号の欄に記入する。

様式第5号

|                 |            |     |          |
|-----------------|------------|-----|----------|
| 昭和 年度           | 現地業務費受払報告書 | 第 号 | 昭和 年 月 日 |
| 国際協力事業団<br>総裁   |            |     |          |
| 任 国             |            |     |          |
| 指導科目(又はプロジェクト名) |            |     |          |
| 氏 名             |            |     |          |
| 印               |            |     |          |

上記について別紙のとおり報告します。

支払内訳

| 費目区分 | 受 入 額 |      | 支 払 額 |       |       |       | 残 額 | 備 考 |
|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
|      | 繰越額   | 本期受入 | 第一四半期 | 第二四半期 | 第三四半期 | 第四四半期 |     |     |
| 計    |       |      |       |       |       |       |     |     |

(注) 本報告書は任国通貨で表示し、換算レートを備考欄に記入する。



様式第6号

| 引 継 目 録              |   |
|----------------------|---|
| 1 昭和 年度 現地業務費出納簿     | 冊 |
| 2 昭和 年度 証拠書類         | 冊 |
| 上記のとおり相違なく引継を終わりました。 |   |
| 昭和 年 月 日             |   |
| 任 国                  |   |
| 指導科目(又はプロジェクト名)      |   |
| 前任者氏名                | 印 |
| 後任者氏名                | 印 |

様式第7号

| 現金現在高調書          |          |     |
|------------------|----------|-----|
| 種 類              | 金 額 (外貨) | 備 考 |
| 現 金              |          |     |
| 銀行預金有高           |          |     |
| 計                |          |     |
| 上記のとおり引継を終わりました。 |          |     |
| 昭和 年 月 日         |          |     |
| 任 国              |          |     |
| 指導科目(又はプロジェクト名)  |          |     |
| 前任者氏名            |          | 印   |
| 後任者氏名            |          | 印   |

研究協力専門家現地業務費支給基準を次のとおり定める。

昭和52年12月24日

国際協力事業団  
総裁 法眼晋作

国協達第27号

### 研究協力専門家現地業務費支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が技術協力の円滑かつ有効適切な実施を図るため、研究協力専門家に対して支給する現地業務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究協力専門家 事業団が条約その他の国際約束に基づき、開発理論の共同研究を行うため開発途上地域等に派遣する者をいう。
- (2) 現地業務費 研究協力専門家の現地における業務活動に必要な

な経費で別表に掲げる費目の用途に当てる経費をいう。

- (3) 現地業務費管理者 研究協力専門家のうち総裁が現地業務費の管理を委嘱した者をいう。

(申請)

第3条 前条に規定する現地業務費の支給を受けようとする現地業務費管理者(以下「管理者」という。)は、現地業務費支給申請書(様式第1号)を総裁に提出するものとする。

2 総裁は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、現地業務費の支給額を決定し、管理者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、計画変更等特別の事情が発生した場合は、管理者は、現地業務費支給額の変更申請を行うことができる。ただし、支給合計額は通算して1人月額300万円を超えない金額とする。

(支給)

第4条 管理者は、現地業務費の送金を受ける銀行口座を開設し、速やかに銀行名、口座名義及び口座番号を事業団に報告するものとする。

2 事業団は、第3条第2項の規定に基づき決定された現地業務費を管理者に対し、原則として、出発時に1月分を支給し、2月日以降は前項に基づき開設された口座に毎月送金するものとする。

(実施)

第5条 管理者は、支給された現地業務費を常に公金として銀行口座に預け管理するものとし、その実施に当たっては、契約の締結等必要な手続により、適正な支出を行うとともに証拠書類を徴収し、保管しなければならない。

(会計事務処理)

第6条 現地業務費に関する会計事務の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 帳簿 管理者は、現地業務費出納簿(以下「出納簿」という。様式第2号)を備え、所定の事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

この場合、支出については、別表記載の費目別に整理するものとする。

(2) 受払報告 管理者は、現地業務費受払報告書(様式第3号)を作成し、四半期毎に事業団に提出するとともに、支給期間が終了したときは、速やかに精算報告書を事業団に提出するものとする。また、支給期間が2事業年度以降にわたる場合は、管理者は、毎事業年度末現在の現地業務費受払報告書を作成し、事業団に提出するものとする。

(3) 証拠書類 管理者は、現地業務費の支出に当たっては、証拠書類を徴収のうえ四半期毎に編纂、保管し、事業団の請求があつたときは、速やかに提出するものとする。

(4) 会計事務の引継 管理者が交替したときは、次により後任の管理者に引継ぐものとする。

イ 引継日の設定 後任管理者が任国に到着した後、速やかに締切期日を定め、その日を引継日とする。

ロ 管理区分 現地業務費の管理は、引継日の翌日から後任管理者が行う。

ハ 引継目録の作成 前任管理者は、出納簿、証拠書類、その他の書類の引継目録(様式第4号)を2通作成し、後任管理者とともに署名捺印のうえ、その1通を事業団に提出し、他の1通を後任管理者が保管する。

ニ 現金の引継 現地業務費の引継ぎについては、前任管理者は、現金現在高調書(様式第5号)を作成し、後任管理者とともに署名捺印のうえ預金残高証明書を添え事業団に提出することとする。

(5) 残金の返納 第2号により現地業務費の残金が確定したときは、管理者は、速やかに当該金額を事業団に返納しなければならない。

(特別経理)

第7条 現地業務費で1万円以上の物品(消耗品を除く。)を購入した場合の取扱いについては、別に定める。

(特例)

第8条 現地業務費の支給に関して、この基準によりがたい場合は、  
総裁の承認を得て、この基準と異なる処理をすることができる。

附 則

この基準は、昭和52年12月24日から施行し、昭和52年  
10月17日から適用する。

様式第1号

現地業務費支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁

殿

任国

氏名



下記により現地業務費の支給を申請いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

1 研究概要

2 概算支出額

内訳 (別表費目別、単価、数量等積算基礎を月別に明記すること。)

3 日程表

様式第2号

現地業務費支出納簿

| 年月日 | 摘要 | 費目別 | 受 | 払 | 残 | 証拠書番号 |
|-----|----|-----|---|---|---|-------|
|     |    |     |   |   |   |       |

- (注) 1 この帳簿には送金外貨を交換した任国貨の受払について記帳する。  
 2 前期よりの繰越金があるときは、受の当該金額欄に記入する。  
 3 残額は翌年度にわたり使用が出来る。  
 4 受入れたときは、受入外貨に対する邦貨及び換算相場を摘要欄に記入する。  
 5 費目別欄には支払の費目別(別表に定める費目)を記入する。  
 6 受払に伴う証拠書類は各月に分けて番号を付し、その番号を証拠書番号の欄に記入する。

様式第3号

|                    |          |            |     |          |
|--------------------|----------|------------|-----|----------|
| 昭和                 | 年度(第 期分) | 現地業務費受払報告書 | 第 号 | 昭和 年 月 日 |
| 国際協力事業団<br>総裁 殿    |          |            |     |          |
|                    |          | 派遣国        |     |          |
|                    |          | 氏名         | ⑤   |          |
| 上記について別紙のとおり報告します。 |          |            |     |          |

別紙

支 払 内 訳

| 費目区分 | 受 入 額 |      | 支 払 額 |    |    | 残 額 | 備 考 |
|------|-------|------|-------|----|----|-----|-----|
|      | 繰越額   | 本期受入 | 計     | 月分 | 月分 |     |     |
| 計    |       |      |       |    |    |     |     |

(注) 本報告書は任国通貨で表示し、換算レートを備考欄に記入する。

様式第4号

引 継 目 録

1 昭和 年度 現地業務費出納簿 冊  
 2 昭和 年度 証拠書類 冊

上記のとおり相違なく引継ぎを終わりました。

昭和 年 月 日

派 遣 国

前任者氏名 印  
 後任者氏名 印

様式第5号

現 金 現 在 高 調 査 書

| 種 類   | 金 額 (外 貨) | 備 考 |
|-------|-----------|-----|
| 現 金   |           |     |
| 銀行預金高 |           |     |
| 計     |           |     |

上記のとおり引継ぎを終わりました。

昭和 年 月 日

派 遣 国

前任者氏名 印  
 後任者氏名 印

別表

現地業務費の支出費目解説

| 支出費目      | 費目解説  |
|-----------|---|
| 1) 調査研究謝金 | 調査、研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。   |
| 2) 資機材購入費 | (1) 調査、研究等用資機材費を整理する。<br>(2) 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。<br>(3) 業務参考図書費を整理する。 |
| 3) 消耗品費   | (1) 事務用品費を整理する。<br>(2) 調査、研究等用消耗材料及び器材費(資機材購入費以外のもの)を整理する。              |
| 4) 交通費    | 現地内国交通費を整理する。   |
| 5) 旅費     | 域内外旅費(運賃、日当、宿泊料)を整理する。  |
| 6) 通信運搬費  | (1) 電信、電話、郵便料を整理する。<br>(2) 機材引取等荷物運搬料を整理する。                             |
| 7) 印刷製本費  | 教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。   |
| 8) 借料損料   | 器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。   |

| 支出費目     | 費目解説  |
|----------|---|
| 9) 備人費   | タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。   |
| 10) 会議費  | 業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。   |
| 11) 雑役務費 | (1) 倉庫料等荷物保管料を整理する。<br>(2) 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。<br>(3) 機材引取りのための税関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。<br>(4) 現地カウンターパート等に対する慶弔金を整理する。<br>(5) その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。 |



## Ⅱ 専門家の処偶関係

昭和52年3月31日  
通達(総)第17号

関係各部長  
各海外事務所長 殿

総 裁

技術協力のために海外に派遣する専門家の  
在勤基本手当の改正について

「技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準」別表第2に規定する在勤基本手当の額を別紙のとおり改正し、昭和51年10月1日から適用する。

技術協力のために海外に派遣する専門家の在勤基本手当の改正について(昭和51年3月31日通達(総)第8号)は、廃止する。

昭和52年3月31日  
通達(総)第18号

関係各部長 殿  
各海外事務所長

総 裁

派遣専門家住居手当上限額の改正について

派遣専門家住居手当制度の改正について(昭和49年通達第6号)第5項に規定する別紙「派遣専門家住居手当上限額表」を別紙のとおり改正し、昭和51年10月1日から適用する。

派遣専門家住居手当上限額の改正について(昭和51年3月31日通達(総)第9号)は、廃止する。

なお、この通達の適用前に支給要件の発生した住居手当(「派遣専門家住居手当の支給に関する実施要綱について」(昭和49年通達第11号)第1項に規定する住居手当及び同通達第4項に規定する自己支弁による設備の費用であつて家賃の額に含めうる額に係る住居手当に限る。)の支給については、なお、従前の例によることとする。

国協(総)第3-1448号  
昭和52年3月31日

殿

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋 作

在勤基本手当及び住居手当上限額  
の改正について

拝啓 ますます御健勝にて御活躍のこととお慶び申し上げます。  
貴殿の技術協力に対する御尽力に心から謝意を表します。

さて、かねてより在勤基本手当及び住居手当上限額の改正につ  
いては、その実施時期も含めて関係当局と協議を進めて参りまし  
たところ、今般協議が整い決定をみるに至りました。その結果、  
貴殿については、下記のとおりとなりますので御通知いたします。

なお、本制度の改正において、任国、等級によつては増額とな  
らないものがありますので御了承願います。

記

1. 支給額

|             |                       |       |
|-------------|-----------------------|-------|
| (1) 在勤基本手当  | 改正額                   | 円(級号) |
|             | 現行額                   | 円(級号) |
| (2) 住居手当上限額 | 改正上限額                 | 円     |
|             | 現行上限額                 | 円     |
|             | 改正による支給額 <sup>*</sup> | 円     |
|             | 現行の支給額                | 円     |

\* 現行上限額で打ち切られている専門家に対し支給

2. 適用時期 昭和57年10月1日 遡及支給

3. 支給時期 昭和52年4月中旬送金取組み





住居手当上限額表

別表第2 (単位:円)

| 市町村  | 等級      |         | 1級      |         | 2級      |         | 3級      | 4級      | 5級      |         | 6級      |         |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 特       | 種       | 1級      |         | 2級      |         |         |         | 1号      | 2号      | 6級      |         |
|      |         |         | 1号      | 2号      | 1号      | 2号      |         |         |         |         | 1号      | 2号      |
| アフリカ | 19,000  | 100,500 | 96,000  | 91,500  | 87,000  | 82,500  | 77,000  | 71,500  | 66,500  | 61,000  | 61,000  | 61,000  |
| ミナソト | 92,000  | 149,500 | 43,000  | 136,500 | 129,500 | 123,000 | 115,000 | 107,000 | 99,000  | 91,000  | 91,000  | 91,000  |
| アサヒ  | 54,000  | 134,000 | 10,000  | 124,000 | 117,500 | 111,000 | 104,500 | 98,000  | 91,500  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |
| アサヒ  | 70,000  | 128,000 | 27,000  | 101,000 | 94,500  | 88,000  | 81,500  | 75,000  | 68,500  | 62,000  | 62,000  | 62,000  |
| アサヒ  | 196,000 | 152,500 | 145,500 | 139,000 | 132,000 | 125,500 | 117,000 | 109,000 | 101,000 | 92,500  | 92,500  | 92,500  |
| アサヒ  | 336,000 | 211,500 | 250,000 | 238,000 | 226,500 | 215,000 | 201,000 | 187,000 | 172,500 | 158,500 | 158,500 | 158,500 |
| アサヒ  | 232,500 | 181,000 | 173,000 | 165,000 | 156,500 | 148,500 | 139,000 | 129,500 | 119,500 | 110,000 | 110,000 | 110,000 |
| アサヒ  | 326,000 | 254,000 | 242,500 | 231,000 | 220,000 | 208,500 | 195,000 | 181,500 | 168,000 | 154,000 | 154,000 | 154,000 |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 252,500 | 196,500 | 188,000 | 179,000 | 170,500 | 161,500 | 151,000 | 140,500 | 130,000 | 119,500 | 119,500 | 119,500 |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 447,000 | 347,500 | 332,000 | 316,500 | 301,000 | 285,500 | 267,000 | 248,500 | 230,000 | 211,000 | 211,000 | 211,000 |
| アサヒ  | 137,000 | 107,000 | 102,000 | 97,500  | 92,500  | 87,500  | 82,000  | 76,500  | 70,500  | 65,000  | 65,000  | 65,000  |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 309,500 | 241,500 | 230,500 | 220,000 | 209,000 | 198,500 | 185,500 | 172,500 | 159,500 | 147,000 | 147,000 | 147,000 |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 215,500 | 168,000 | 160,500 | 153,000 | 145,500 | 138,000 | 129,000 | 120,000 | 111,000 | 102,000 | 102,000 | 102,000 |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 238,000 | 185,000 | 177,000 | 168,500 | 160,500 | 152,000 | 142,000 | 132,500 | 122,500 | 112,500 | 112,500 | 112,500 |
| アサヒ  | 266,500 | 208,000 | 198,500 | 189,500 | 180,000 | 170,500 | 159,500 | 148,000 | 137,000 | 126,000 | 126,000 | 126,000 |
| アサヒ  | 378,000 | 294,500 | 281,000 | 268,000 | 255,000 | 242,000 | 226,000 | 210,500 | 194,500 | 178,500 | 178,500 | 178,500 |
| アサヒ  | 246,000 | 191,500 | 183,000 | 174,500 | 166,000 | 157,000 | 147,000 | 137,000 | 125,500 | 116,500 | 116,500 | 116,500 |
| アサヒ  | 193,500 | 150,500 | 144,000 | 137,000 | 130,500 | 123,500 | 115,500 | 107,500 | 99,500  | 91,500  | 91,500  | 91,500  |
| アサヒ  | 187,500 | 146,000 | 139,500 | 133,000 | 126,500 | 120,000 | 112,000 | 104,500 | 96,500  | 89,000  | 89,000  | 89,000  |
| アサヒ  | 175,000 | 136,500 | 130,000 | 124,000 | 118,000 | 112,000 | 104,500 | 97,500  | 90,000  | 83,000  | 83,000  | 83,000  |
| アサヒ  | 266,500 | 208,000 | 198,500 | 189,500 | 180,000 | 170,500 | 159,500 | 148,000 | 137,000 | 126,000 | 126,000 | 126,000 |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 166,500 | 129,500 | 124,000 | 118,000 | 112,000 | 106,500 | 99,500  | 92,500  | 86,000  | 79,000  | 79,000  | 79,000  |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 220,500 | 171,500 | 163,500 | 156,000 | 148,500 | 140,500 | 131,500 | 122,500 | 113,500 | 104,000 | 104,000 | 104,000 |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 195,500 | 152,000 | 145,000 | 138,500 | 131,500 | 125,000 | 117,000 | 108,500 | 100,500 | 92,500  | 92,500  | 92,500  |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 183,000 | 142,500 | 136,000 | 129,500 | 123,500 | 117,000 | 109,500 | 102,000 | 94,000  | 86,500  | 86,500  | 86,500  |
| アサヒ  | 129,000 | 100,500 | 96,000  | 91,500  | 87,000  | 82,500  | 77,000  | 71,500  | 66,500  | 61,000  | 61,000  | 61,000  |
| アサヒ  | 253,000 | 197,000 | 188,000 | 179,500 | 170,500 | 162,000 | 151,500 | 140,500 | 130,000 | 120,000 | 120,000 | 120,000 |
| アサヒ  | 156,500 | 122,000 | 116,500 | 111,000 | 105,500 | 100,500 | 94,000  | 87,000  | 80,500  | 74,000  | 74,000  | 74,000  |
| アサヒ  | 152,000 | 118,000 | 113,000 | 107,500 | 102,500 | 97,000  | 91,000  | 84,500  | 78,500  | 72,000  | 72,000  | 72,000  |
| アサヒ  | 266,500 | 208,000 | 198,500 | 189,000 | 180,000 | 170,500 | 159,500 | 148,000 | 137,000 | 126,000 | 126,000 | 126,000 |
| アサヒ  | 175,000 | 144,500 | 138,500 | 132,000 | 125,500 | 119,500 | 109,500 | 99,500  | 89,000  | 78,500  | 78,500  | 78,500  |
| アサヒ  | 159,500 | 124,000 | 118,500 | 113,000 | 107,500 | 102,000 | 95,500  | 88,500  | 82,000  | 75,500  | 75,500  | 75,500  |
| アサヒ  | 176,500 | 137,000 | 131,000 | 125,000 | 119,000 | 113,000 | 105,500 | 98,000  | 90,500  | 83,500  | 83,500  | 83,500  |
| アサヒ  | 231,000 | 179,500 | 171,500 | 163,500 | 155,500 | 147,500 | 138,000 | 128,500 | 119,000 | 109,000 | 109,000 | 109,000 |
| アサヒ  | 143,500 | 111,500 | 106,500 | 101,500 | 96,500  | 91,500  | 86,000  | 80,000  | 74,000  | 68,000  | 68,000  | 68,000  |
| アサヒ  | 176,000 | 137,000 | 130,500 | 124,500 | 118,500 | 112,500 | 105,000 | 98,000  | 90,500  | 83,500  | 83,500  | 83,500  |
| アサヒ  | 159,500 | 124,000 | 118,500 | 113,000 | 107,500 | 102,000 | 95,500  | 88,500  | 82,000  | 75,500  | 75,500  | 75,500  |
| アサヒ  | 239,000 | 186,500 | 178,000 | 169,500 | 161,500 | 153,000 | 143,000 | 133,000 | 123,000 | 113,000 | 113,000 | 113,000 |
| アサヒ  | 165,000 | 128,500 | 122,500 | 117,000 | 111,000 | 105,500 | 98,500  | 91,500  | 85,000  | 78,000  | 78,000  | 78,000  |
| アサヒ  | 240,000 | 186,500 | 178,000 | 170,000 | 161,500 | 153,500 | 143,500 | 133,500 | 123,500 | 113,500 | 113,500 | 113,500 |
| アサヒ  | 129,000 | 100,500 | 96,000  | 91,500  | 87,000  | 82,500  | 77,000  | 71,500  | 66,500  | 61,000  | 61,000  | 61,000  |
| アサヒ  | 200,000 | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
| アサヒ  | 236,500 | 184,000 | 176,000 | 167,500 | 159,500 | 151,500 | 141,500 | 131,500 | 121,500 | 112,000 | 112,000 | 112,000 |
| アサヒ  | 172,500 | 134,500 | 128,500 | 122,500 | 116,500 | 110,500 | 103,000 | 96,000  | 89,000  | 82,000  | 82,000  | 82,000  |

| 国         | 等級        | 品名        | 特級      |         | 1級      |         | 2級      |         | 3級      | 4級      | 5級      |         | 6級      |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           |           |           | 1号      | 2号      | 1号      | 2号      | 1号      | 2号      |         |         | 1号      | 2号      | 1号      | 2号      |
| 中米        | 一等米       | 155,000   | 120,500 | 115,500 | 110,000 | 104,500 | 99,000  | 92,500  | 86,000  | 80,000  | 73,500  | 73,500  | 73,500  | 73,500  |
|           |           | 168,000   | 130,500 | 125,000 | 119,000 | 113,000 | 107,500 | 100,500 | 93,500  | 86,500  | 79,500  | 79,500  | 79,500  | 79,500  |
|           |           | 404,500   | 314,500 | 300,500 | 286,500 | 272,500 | 258,500 | 241,500 | 224,500 | 208,000 | 191,000 | 191,000 | 191,000 | 191,000 |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 231,500   | 180,000 | 172,000 | 164,000 | 156,000 | 148,000 | 138,000 | 128,500 | 119,000 | 109,500 | 109,500 | 109,500 | 109,500 |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 165,500   | 128,500 | 123,000 | 117,000 | 111,500 | 105,500 | 99,000  | 92,000  | 85,000  | 78,000  | 78,000  | 78,000  | 78,000  |
|           |           | 200,000   | 155,500 | 148,500 | 141,500 | 135,000 | 128,000 | 119,500 | 111,000 | 103,000 | 94,500  | 94,500  | 94,500  | 94,500  |
|           |           | 201,000   | 156,000 | 149,500 | 142,500 | 135,500 | 128,500 | 120,000 | 111,500 | 103,000 | 95,000  | 95,000  | 95,000  | 95,000  |
|           |           | 267,500   | 208,000 | 198,500 | 189,500 | 180,000 | 171,000 | 159,500 | 148,500 | 137,500 | 126,500 | 126,500 | 126,500 | 126,500 |
|           |           | 505,500   | 455,500 | 435,000 | 414,500 | 394,500 | 374,000 | 349,500 | 325,500 | 301,000 | 276,500 | 276,500 | 276,500 | 276,500 |
|           |           | 566,000   | 424,500 | 405,500 | 386,500 | 368,000 | 349,000 | 326,000 | 303,500 | 280,500 | 258,000 | 258,000 | 258,000 | 258,000 |
|           |           | 590,500   | 590,500 | 564,000 | 537,500 | 511,500 | 485,000 | 453,500 | 422,000 | 390,000 | 358,500 | 358,500 | 358,500 | 358,500 |
|           |           | 440,500   | 342,500 | 327,500 | 312,000 | 297,000 | 281,500 | 263,500 | 245,000 | 226,500 | 208,000 | 208,000 | 208,000 | 208,000 |
| 244,500   | 190,000   | 182,000   | 173,500 | 165,000 | 156,500 | 146,000 | 136,000 | 126,000 | 115,500 | 115,500 | 115,500 | 115,500 |         |         |
| 519,500   | 519,500   | 496,500   | 473,000 | 450,000 | 427,000 | 399,000 | 371,000 | 343,000 | 315,500 | 315,500 | 315,500 | 315,500 |         |         |
| 799,000   | 799,000   | 763,000   | 727,500 | 692,000 | 656,000 | 613,500 | 570,500 | 528,000 | 485,000 | 485,000 | 485,000 | 485,000 |         |         |
| 1,089,500 | 1,089,500 | 1,041,000 | 992,000 | 943,500 | 895,000 | 836,500 | 778,500 | 720,500 | 662,000 | 662,000 | 662,000 | 662,000 |         |         |
| 519,500   | 519,500   | 496,500   | 473,000 | 450,000 | 427,000 | 399,000 | 371,000 | 343,000 | 315,500 | 315,500 | 315,500 | 315,500 |         |         |
| 533,500   | 415,000   | 396,500   | 378,000 | 359,500 | 341,000 | 319,000 | 296,500 | 274,500 | 252,500 | 252,500 | 252,500 | 252,500 |         |         |
| 185,500   | 144,000   | 138,000   | 131,500 | 125,000 | 118,500 | 111,000 | 103,000 | 95,500  | 87,500  | 87,500  | 87,500  | 87,500  |         |         |
| 519,500   | 519,500   | 496,500   | 473,000 | 450,000 | 427,000 | 399,000 | 371,000 | 343,000 | 315,500 | 315,500 | 315,500 | 315,500 |         |         |
| 541,500   | 541,500   | 517,500   | 493,500 | 469,000 | 445,000 | 416,000 | 387,000 | 358,000 | 329,000 | 329,000 | 329,000 | 329,000 |         |         |
| 171,000   | 133,000   | 127,000   | 121,000 | 115,500 | 109,500 | 102,000 | 95,000  | 88,000  | 81,500  | 81,500  | 81,500  | 81,500  |         |         |
| 127,000   | 99,000    | 94,500    | 90,000  | 85,500  | 81,500  | 76,000  | 70,000  | 65,500  | 60,000  | 60,000  | 60,000  | 60,000  |         |         |
| 192,000   | 149,500   | 143,000   | 136,500 | 129,500 | 123,000 | 115,000 | 107,000 | 99,000  | 91,000  | 91,000  | 91,000  | 91,000  |         |         |
| 195,500   | 152,000   | 145,500   | 138,500 | 131,500 | 125,000 | 117,000 | 108,500 | 100,500 | 92,500  | 92,500  | 92,500  | 92,500  |         |         |
| 197,000   | 153,500   | 146,500   | 139,500 | 133,000 | 126,000 | 118,000 | 109,500 | 101,500 | 93,000  | 93,000  | 93,000  | 93,000  |         |         |
| 284,500   | 221,500   | 211,500   | 201,500 | 191,500 | 182,000 | 170,000 | 158,000 | 146,500 | 134,500 | 134,500 | 134,500 | 134,500 |         |         |
| 151,500   | 118,000   | 112,500   | 107,500 | 102,000 | 97,000  | 90,500  | 84,500  | 78,000  | 71,500  | 71,500  | 71,500  | 71,500  |         |         |
| 349,500   | 272,000   | 259,500   | 247,500 | 235,500 | 223,000 | 208,500 | 194,000 | 179,500 | 165,000 | 165,000 | 165,000 | 165,000 |         |         |
| 192,000   | 149,500   | 142,500   | 136,000 | 129,500 | 122,500 | 114,500 | 106,500 | 98,500  | 90,500  | 90,500  | 90,500  | 90,500  |         |         |
| 156,500   | 122,000   | 116,500   | 111,000 | 105,500 | 100,500 | 94,000  | 87,000  | 80,500  | 74,000  | 74,000  | 74,000  | 74,000  |         |         |
| 180,000   | 140,000   | 133,500   | 127,500 | 121,000 | 115,000 | 107,500 | 100,000 | 92,500  | 85,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |         |         |
| 127,000   | 99,000    | 94,500    | 90,000  | 85,500  | 81,500  | 76,000  | 70,500  | 65,500  | 60,000  | 60,000  | 60,000  | 60,000  |         |         |
| 127,000   | 99,000    | 94,500    | 90,000  | 85,500  | 81,500  | 76,000  | 70,500  | 65,500  | 60,000  | 60,000  | 60,000  | 60,000  |         |         |
| 167,000   | 130,000   | 124,000   | 118,500 | 112,500 | 106,500 | 100,000 | 93,000  | 86,000  | 79,000  | 79,000  | 79,000  | 79,000  |         |         |
| 257,500   | 200,500   | 191,500   | 182,500 | 173,500 | 164,500 | 154,000 | 143,000 | 132,500 | 121,500 | 121,500 | 121,500 | 121,500 |         |         |
| 227,000   | 176,500   | 169,000   | 161,000 | 153,000 | 145,000 | 135,500 | 126,500 | 117,000 | 107,500 | 107,500 | 107,500 | 107,500 |         |         |
| 175,000   | 136,500   | 130,000   | 124,000 | 118,000 | 112,000 | 104,500 | 97,500  | 90,000  | 83,000  | 83,000  | 83,000  | 83,000  |         |         |
| 226,000   | 176,000   | 168,000   | 160,000 | 152,500 | 144,500 | 135,000 | 125,500 | 116,500 | 107,000 | 107,000 | 107,000 | 107,000 |         |         |
| 207,500   | 161,500   | 154,500   | 147,000 | 140,000 | 132,500 | 124,000 | 115,500 | 107,000 | 98,000  | 98,000  | 98,000  | 98,000  |         |         |
| 247,500   | 192,500   | 184,000   | 175,500 | 167,000 | 158,500 | 148,000 | 137,500 | 127,500 | 117,000 | 117,000 | 117,000 | 117,000 |         |         |
| 150,000   | 117,000   | 111,500   | 106,500 | 101,500 | 96,000  | 90,000  | 83,500  | 77,000  | 71,000  | 71,000  | 71,000  | 71,000  |         |         |
| 217,000   | 169,000   | 161,500   | 154,000 | 146,500 | 138,500 | 129,500 | 120,500 | 111,500 | 103,000 | 103,000 | 103,000 | 103,000 |         |         |
| 200,500   | 156,500   | 149,500   | 142,500 | 135,500 | 128,500 | 120,000 | 111,500 | 103,000 | 95,000  | 95,000  | 95,000  | 95,000  |         |         |
| 179,000   | 139,000   | 133,000   | 127,000 | 120,500 | 114,500 | 107,000 | 99,500  | 92,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |         |         |
| 179,000   | 139,000   | 133,000   | 127,000 | 120,500 | 114,500 | 107,000 | 99,500  | 92,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |         |         |
| 201,500   | 156,500   | 149,500   | 143,000 | 136,000 | 129,000 | 120,500 | 112,000 | 103,500 | 95,000  | 95,000  | 95,000  | 95,000  |         |         |
| 179,000   | 139,000   | 133,000   | 127,000 | 120,500 | 114,500 | 107,000 | 99,500  | 92,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |         |         |
| 179,000   | 139,000   | 133,000   | 127,000 | 120,500 | 114,500 | 107,000 | 99,500  | 92,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |         |         |
| 179,000   | 139,000   | 133,000   | 127,000 | 120,500 | 114,500 | 107,000 | 99,500  | 92,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  | 85,000  |         |         |

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱の一部を改正する達を、次のとおり制定する。

昭和52年4月28日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第11号

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱の一部を改正する達

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱（昭和50年10月3日国協達第7号）の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (単位 円)

| 格付 | 金額      |
|----|---------|
| 特号 | その都度決定  |
| 1号 | 234000  |
| 2号 | 200,000 |
| 3号 | 181,000 |
| 4号 | 163,000 |
| 5号 | 144,000 |
| 6号 | 125,000 |

特号については、317,000円を上限とする。

附則 この達は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。



専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を改正する達を、次のとおり制定する。

昭和52年4月21日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋 作

国協達第10号

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を改正する達

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱(昭和50年国協達第4号)の一部を、次のように改正する。

第4条第1項第2号中「120分の40」とあるのを「120分の39」と改める。

別表を次のように改める。

| 専門家の格 |   | 月 額     |
|-------|---|---------|
| 特     | 級 | 323,000 |
| 1     | 級 | 265,000 |
| 2     | 級 | 213,000 |
| 3     | 級 | 181,000 |
| 4     | 級 | 154,000 |
| 5     | 級 | 129,000 |
| 6     | 級 | 106,000 |

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

技術協力のために海外に派遣する専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達を、次のとおり制定する。

昭和52年4月21日

国際協力事業団  
総裁 法 眼 晋 作

国協達第9号

技術協力のために海外に派遣する専門家の  
帰国後の生活保障に関する基準の一部を改  
正する達

技術協力のために海外に派遣する専門家の帰国後の生活保障に関する基準(昭和52年国協達第4号)の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改める。

(単位 円)

| 格 付 | 支 給 日 額 |
|-----|---------|
| 特 級 | 5,300   |
| 1 級 | 5,300   |
| 2 級 | 4,300   |
| 3 級 | 3,700   |
| 4 級 | 3,100   |
| 5 級 | 2,600   |
| 6 級 | 2,200   |

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

昭和52年6月9日

通達(総)第34号

関係各部長 殿

総 裁

#### 派遣専門家及び扶養親族の健康診断について

派遣専門家及びその扶養親族(以下「専門家等」という。)の派遣前の健康診断については従来からその徹底化を指示してきたところであるが、最近専門家等が派遣直後に発病し、憂慮すべき事態に陥つた事例も見受けられるので、今後は更に健康診断を強化することとして、下記のとおり定めたので、これによつて実施されたい。

記

#### (受診義務)

第1 受診義務は、専門家等の派遣期間及び年齢の区分に応じ、別表のとおりとする。受診者は、所定の様式による健康診断書を提出するものとする。

受診義務を有する専門家については、派遣決定は、健康診断書の

提出をまつて行うことを原則とする。

#### (受診機関)

第2 受診機関は、次の各号の一に限るものとする。

- (1) 事業団が指定する医療機関
- (2) 国又は地方公共団体の開設する病院
- (3) 政府関係特殊法人、共済組合、健康保険組合、日本赤十字社、私立大学等の開設する病院

#### (検診項目等)

第3 検診項目及び受診料事業団負担額は、専門家等の派遣期間及び年齢の区分に応じ、別表のとおりとする。

#### (受診の時期)

第4 受診の時期は、派遣前3月以内の日とする。

#### (派遣の中止)

第5 健康診断の結果、心身に異常が認められ、派遣が困難であると認められる者については、派遣を取り止めるものとする。

別表

| 検診の内容等 |                    | 専 門 家                  |  |                              | 扶養親族                            |
|--------|--------------------|------------------------|--|------------------------------|---------------------------------|
|        |                    | 派遣期間及び年齢               |  |                              |                                 |
|        |                    | ①<br>1月未満<br>全 員       | ②<br>1月以上<br>全 員   | ③<br>②のうち2<br>年以上かつ<br>35歳以上 |                                 |
| 一般検診   | 受診義務               | 本人の希望<br>による。          | 有  | 有                            | 有                               |
|        | 検診項目               | A                      | A  | A及びB                         | A                               |
|        | 受診料の<br>事業団負<br>担額 | 最高<br>5,000円ま<br>での実費額 | 最高<br>5,000円ま<br>での実費額   | 最高<br>16,000円ま<br>での実費額      | 1人につき<br>最高<br>5,000円ま<br>での実費額 |
| 特別検診   | 受診料の<br>事業団負<br>担額 | 無                      | 当該検診について、事業団の指示があつた場合に限り、当該検診項目の実費額を負担する。ただし、受診項目A及びBに係るものを含めて16,000円を限度とする。 |                              |                                 |

検診項目A：身長、体重、視力、色神、聴力の検査、血圧の測定、尿検査（糖、蛋白）、肝機能検査（GPT及びGOT）及び胸部X線直接撮影

検診項目B：胃のX線直接撮影及び心電図

受診料の事業団負担額：文書料又は診断書作成料を含む。

特別検診：一般検診以外の受診項目に係る検診及び一般検診を受けた後の精密検診をいう。

（備考）

受診義務：受診義務が「有」の専門家等であつて、当該派遣前3月以内に社内検診等を受けた者であり、かつ、その検診項目が専門家等の派遣期間及び年齢の区分に応ずるこの表の検診項目を網羅している場合は、当該健康診断書を提出して、受診義務を免れることができる。

専門家の派遣手当等支給基準を次のとおり定める。

昭和52年11月1日

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作

## 国協達第21号

### 専門家の派遣手当等支給基準

#### 第1章 総 則

##### (目 的)

第1条 この基準は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が技術協力及び開発協力のために開発途上にある海外の地域等（以下「開発途上地域等」という。）に、派遣する専門家の派遣手当及び旅費（以下「派遣手当等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

2 事業団が専門家に対して支給する派遣手当等については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

##### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専門家 事業団が条約その他の国際約束に基づく技術協力のために開発途上地域等に派遣する者並びに開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するために派遣する者をいう。

(2) 一般専門家 前号にいう専門家のうち医療専門家以外のものをいう。

(3) 医療専門家 第1号にいう専門家のうち次のイ又はロに該当する者であって、任国において当該資格に関連する業務に従事するものをいう。

イ 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を有する者

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学

校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学等に関する専門課程を修了した者であって、その者の知識及び経験からみて、総裁が、イの免許を有する者に準じて取り扱うことを相当と認めたもの

(4) 扶養親族 専門家の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子で、主として専門家の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) 派遣期間 専門家が本邦を出発した日から、業務を終了し、本邦へ到着する日までの期間をいう。

(6) 短期派遣専門家 派遣期間が1年未満の専門家をいう。

(7) 長期派遣専門家 派遣期間が1年以上の専門家をいう。

##### (派遣手当等の支給)

第3条 事業団は、専門家に対し、派遣手当等を支給する。

##### (派遣手当等の種類)

第4条 派遣手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、家族手当、子女教育手当、へき地手当、特別技術手当及び語学手当とする。

2 旅費の種類は、日当、宿泊料、食卓料、航空賃、船賃、鉄道賃、車賃、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費並びに上京及び帰郷に要する旅費（以下「内国旅費」という。）とする。

##### (任国政府等からの現金の提供)

第5条 専門家が、任国政府等からこの基準に定める派遣手当等に相当する現金の提供を受けた場合は、これを派遣手当等の一部とみなし、当該専門家に対して、この基準により支給することとなる派遣手当等から提供を受けた現金に相当する額を控除して支給することができる。

##### (家族手当等の支給)

第6条 家族手当、子女教育手当、移転料（扶養親族に係る部分に限る。）、

扶養親族移転料及び内国旅費（扶養親族内国旅費に限る。第34条及び第38条において同じ。）は、専門家が総裁の承認を得てその扶養親族（家族手当にあっては、配偶者、18歳未満の子及び18歳以上の子であつて別に定める特別の事由のあるもの（以下「家族手当に係る扶養親族」という。）、子女教育手当にあっては、6歳以上18歳未満の子（以下「年少子女」という。）に限る。）を任国に随伴し、又は呼び寄せた場合に限り支給する。

2 前項の場合において、当該扶養親族は10月以上（第39条の規定により長期派遣専門家として取り扱われることとなるものの扶養親族にあっては8月以上。第38条において同じ。）、かつ、専門家の任期満了まで滞在しなければならない。ただし、当該扶養親族の病気その他の別に定める特別の事由により、総裁の承認を得た場合は、この限りでない。

（専門家の号）

第7条 専門家の号は、次の表のとおりとする。

| 特号 |   | 1号 |   | 2号 |   | 3号 | 4号 | 5号 |   | 6号 |   |
|----|---|----|---|----|---|----|----|----|---|----|---|
| 1  | 2 | 1  | 2 | 1  | 2 |    |    | 1  | 2 | 1  | 2 |
|    |   |    |   |    |   |    |    |    |   |    |   |

2 専門家の号の決定は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める行政職俸給表（一）の適用を受ける者との均衡を考慮して行う。

## 第2章 派遣手当

（派遣手当の支給）

第8条 長期派遣専門家には、在勤基本手当、住居手当、家族手当、子女教育手当、へき地手当、特別技術手当及び語学手当を支給する。

2 短期派遣専門家には、特別技術手当及び語学手当を支給する。

3 第1項及び前項において支給することとなる派遣手当のうち、特別技術手当と語学手当は併給しない。

（派遣手当の計算）

第9条 派遣手当（子女教育手当のうち第16条第4項の規定に基づき加算される部分（以下「子女教育手当加算分」という。）及び特別技術手当を除く。）は、月額とし、その計算期間は月の初日から末日までとする。

2 子女教育手当加算分は、年額とし、その計算期間は事業年度の初日から末日までとする。

3 特別技術手当は、日額とし、その計算期間は月の初日から末日までとする。

4 派遣手当を支給する場合であつて、月の初日から末日まで又は年度の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

（派遣手当の支払方法）

第10条 派遣手当（子女教育手当加算分を除く。）は、毎月1回、月の中旬までに送金する。

2 子女教育手当加算分は、前事業年度の支給分を専門家から申請のあった日の属する月の翌月の中旬までに送金する。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、別の取扱いによることができる。

（在勤基本手当）

第11条 在勤基本手当は、一般専門家又は医療専門家の別により、それぞれ任国及び専門家の号の区分に応じ、別表第1の定額により支給する。

2 在勤基本手当は、在勤地に到着した日の翌日から、業務を終了し、在勤地を出発する日の前日までの期間（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に専門家の号に異動を生じた専門家には、異動を生じた日から、新たに定められた専門家の号により在勤基本手当を支給する。

(住居手当)

第12条 住居手当は、専門家が住宅又はホテル若しくはこれに類する宿泊施設に居住するために要する家賃又は室料(以下「家賃等」という。)の額により、任国及び専門家の号の区分に応じ別表第2に定める額の範囲内の額で、別に定める額を支給する。

2 住居手当は、在勤基本手当の支給期間中支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に専門家の号に異動を生じた専門家には、異動を生じた日から、新たに定められた専門家の号により住居手当を支給する。

(住居手当の特例)

第13条 家賃等の急激な高騰により、その家賃等の額がこの基準の定めるところにより支給されることとなる住居手当の額を著しく超えると認められる場合には、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより住居手当を支給することができる。

(家族手当)

第14条 家族手当は、家族手当に係る扶養親族を伴う専門家に対して支給する。

2 家族手当は、専門家の在勤基本手当の支給期間中において家族手当に係る扶養親族が専門家の在勤地に到着した日の翌日からその在勤地を出発する日の前日までの期間支給する。

3 家族手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その合計額が在勤基本手当の100分の40に相当する額を超える場合には、在勤基本手当の100分の40に相当する額とする。

(1) 配偶者については、在勤基本手当の100分の25に相当する額

(2) 子については、1人ごとに在勤基本手当の100分の10に相当する額

(専門家死亡の場合の住居手当及び家族手当)

第15条 専門家が死亡した場合において、総裁が特に必要があると認めるときは、第3条及び第8条の規定にかかわらず、当該専門家が死亡当時伴って

いた家族手当に係る扶養親族(当該扶養親族が2人以上あるときは、配偶者、子の順とし、子が2人以上あるときは年長者を先にする。)に対し、180日を超えない期間を限り、住居手当及び家族手当を支給することができる。

2 前項の住居手当の額は、従前の住居手当の支給額の100分の20に相当する額とし、家族手当の額は従前の家族手当の支給額に相当する額とする。

(子女教育手当)

第16条 子女教育手当は、年少子女が専門家の任国において学校教育その他の教育を受ける場合に支給する。

2 子女教育手当は、専門家の在勤基本手当の支給期間中において年少子女が専門家の在勤地に到着した日の翌日(子女がその在勤地において年少子女となった場合は、その日)からその在勤地を出発する日の前日(子女が年少子女でなくなった場合は、その日)までの期間、支給する。

3 子女教育手当の額は、年少子女1人につき別に定める定額とする。

4 前項の規定にかかわらず、専門家の在勤地及び居住地のいずれもが総裁が別に定める地に該当する場合には、当該専門家に係る子女教育手当の額は、前項の定額に別に定める教育のための費用の実費額(その額が年少子女1人につき別に定める年額を超える場合はその年額)を加算した額とする。

(へき地手当)

第17条 へき地手当は、専門家の在勤地及び居住地のいずれもが、奥地、離島その他生活に著しく不便である地(以下「へき地」という。)に該当する場合において、へき地の区分に応じ支給する。

2 前項のへき地は総裁が、別に定めるところにより、認定する。

3 へき地手当は、別に定める場合を除き、在勤基本手当の支給期間中支給する。

4 へき地手当の額は、次の各号に掲げるへき地の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 1級地 在勤基本手当及び家族手当の合計額に100分の20を乗じて得た額

(2) 2級地 在勤基本手当及び家族手当の合計額に100分の10を乗じて得た額

(特別技術手当)

第18条 特別技術手当は、総裁が、専門家のうち別に定めるところにより、職務に必要な技術能力が極めて優れていると認定したものに対して、その者の技術能力の区分に応じ支給する。

2 特別技術手当は、別に定める場合を除き、在勤基本手当の支給期間中(短期派遣専門家にあつては、任国に到着した日の翌日から任国を出発する日の前日までの期間。次条第2項及び第3項において同じ。)支給する。

3 特別技術手当の額は、次の各号に掲げる技術能力の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) A級 日額 9,200円
- (2) B級 日額 6,200円
- (3) C級 日額 3,100円
- (4) D級 日額 1,500円

(語学手当)

第19条 語学手当は、派遣期間が3月以上の専門家で、総裁が別に定めるところにより、職務に必要な語学能力が極めて優れていると認定したものに対して、その者の語学能力の区分に応じ支給する。ただし、調査その他総裁が別に定める業務に従事する専門家に対しては、語学手当を支給しないことができる。

2 語学手当は、在勤基本手当の支給期間中支給する。

3 前項の規定にかかわらず、専門家が在勤基本手当の支給期間中第1項の認定(語学能力の区分の変更認定を含む。)を受けた場合、その認定を受けた日から語学手当を支給する。ただし、総裁が、時に必要があると認めた場合には、別に定める日から語学手当を支給することができる。

4 語学手当の額は、次の各号に掲げる語学能力の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 1級 在勤基本手当(短期派遣専門家にあつては、長期派遣専門家とみなして、第11条第1項を適用して得られる額をいう。次号において同じ。)に100分の20を乗じて得た額

(2) 2級 在勤基本手当に100分の10を乗じて得た額

5 2以上の言語につき第1項の認定がなされた場合には、そのうち1の言語について語学手当を支給する。この場合において、それぞれの言語につき語学能力の区分が異なるときは、最も高い区分による語学手当を支給する。

第3章 旅 費

(旅費の支給)

第20条 長期派遣専門家には、日当、宿泊料、食卓料、航空費、船賃、鉄道賃、車賃、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び内国旅費を支給する。

2 短期派遣専門家には、日当、宿泊料、食卓料、航空賃、船賃、鉄道賃、車賃、支度料、旅行雑費及び内国旅費を支給する。

(旅費の計算)

第21条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(旅費の請求)

第22条 旅費の支給を受けようとする専門家及び概算払いに係る旅費の支給を受けた専門家でその精算をしようとするものは、所定の請求書を提出しなければならない。

2 概算払いに係る旅費の支給を受けた専門家は概算払い支給に係る事由が終了した場合はやむを得ない事情がある場合を除くほか、当該事由の終了した日から起算して2週間以内に前項の規定による旅費の精算をしなければならない。



ない。

(日 当)

第23条 日当は、旅行先及び専門家の号の区分並びに旅行中の日数に応じ、別表第3の定額により支給する。

- 2 1日の旅行において、日当(扶養親族移転料のうち日当に相当する部分を含む。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

(宿 泊 料)

第24条 宿泊料は、旅行先及び専門家の号の区分並びに旅行中の夜数に応じ、別表第3の定額により支給する。

- 2 宿泊料は、航空旅行及び水路旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
- 3 短期派遣専門家が、任国政府等から住宅等を提供された場合の宿泊料の額は、定額(次条の規定により宿泊料がてい減される場合には、そのてい減された額)から100分の20に相当する額を減じた額とする。

(日当及び宿泊料の減額)

第25条 専門家が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の100分の10に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の100分の20に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地域に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(食 卓 料)

第26条 食卓料は、専門家の号並びに航空旅行及び水路旅行中の夜数に応じ、別表第3の定額により支給する。

- 2 食卓料は、航空賃若しくは船賃の外に別に食費を要する場合又は航空賃若しくは船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(航 空 賃)

第27条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)により支給する。

- 2 航空賃の額は、次の各号に掲げる運賃による。
  - (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃
    - イ. 専門家の号が特号の者については、最上級の運賃
    - ロ. 専門家の号が1号以下の者については、最上級の直近下位級の運賃。  
ただし、専門家の号が1号の者については、その者の業務の性質上総裁が特に必要があると認める場合には、最上級の運賃を支給することができる。
  - (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(船 賃)

第28条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び必要な料金により支給する。

- 2 船賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。
  - (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃及び必要な料金
  - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃及び必要な料金

(鉄 道 賃)

第29条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び必要な料金により支給する。

- 2 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃及び必要な料金
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃及び必要な料金

(車 賃)

第30条 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ、実費額により支給する。

(移 転 料)

第31条 移転料は、派遣に伴う住所又は居所の移転について、旧居住地(専門家が派遣前に居住していた地をいう。)から在勤地まで若しくは在勤地から旧居住地まで又は一の在勤地から他の在勤地までの路程等及び専門家の号の区分に応じ、定額により支給する。

2 扶養親族を移転する場合の移転料の額は、別表第4のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 2人以上の扶養親族を移転する場合には、別表第4の定額(次号から第4号までにおいて同じ。)に1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- (2) 在勤地から旧居住地まで移転する場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)に、その100分の10に相当する額を加算した額
- (3) 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路につき、家財の積みおろし又は積み込みを利用する港が、次表に掲げる港に該当する場合には、定額(前2号の規定に該当する場合には、これらの規定によって計算した額。次号において同じ。)にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額

| 地 域            | 港   | 割 合     |
|----------------|---|---------|
| メキシコ及び中央アメリカ諸国 | アカプルコ、サン・ホセ、ラ・リベルタッド、アマバラ、コリント、ブンパレナス及びコロソ  | 100分の20 |
| カリブ海諸国         | ハウアナ、ポール・ト・フランス及びサント・ドミンゴ   | 100分の45 |
| 南アメリカ諸国        | ラ・ゲイラ、ベレーン、マナオス、レシフェ、リオ・デ・ジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテヴィデオ、ヴェノス・アイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、グエナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン | 100分の45 |
| 西アフリカ諸国        | ダカール、モンロヴィア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルヴィル及びマタデイ  | 100分の20 |

(4) 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる陸路の距離が次表に掲げる場合には、定額(それぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額)に相当する額を加算した額

| 距 離                   | 割 合     |
|-----------------------|---------|
| 100 Km以上 300 Km未満     | 100分の15 |
| 300 Km以上 500 Km未満     | 100分の20 |
| 500 Km以上 1,000 Km未満   | 100分の25 |
| 1,000 Km以上 2,000 Km未満 | 100分の30 |
| 2,000 Km以上            | 100分の35 |

- 3 扶養親族を移転しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（着後手当）

第32条 着後手当は、派遣に伴う住所又は居所の移転について、在勤地の存する地域及び専門家の号の区分に応じ、別表第5の定額により支給する。

（扶養親族移転料）

第33条 扶養親族移転料は、派遣に伴う扶養親族の移転について、派遣期間中1人1回に限り、支給する。

2 扶養親族移転料の額は、移転の日における扶養親族の年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 配偶者については、その移転の際における専門家相当の航空賃（専門家に随伴しない場合であって、専門家相当のものの直近下位級があるときには、その級の旅客運賃。次号において同じ。）、船賃、鉄道賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額
- (2) 12歳以上の子については、その移転の際における専門家相当の航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

（専門家死亡の場合の移転料、扶養親族移転料及び内国旅費）

第34条 専門家が死亡した場合において、その扶養親族がその死亡の日の翌日から3月以内に帰国した場合には、第3条及び第20条の規定にかかわらず、当該扶養親族に対して専門家の旧在勤地から旧居住地までの移転料（死亡の際の専門家の号に応じた移転料とする。）、扶養親族移転料及び内国旅費を支給する。

（支度料）

第35条 支度料は、派遣について、派遣期間及び専門家の号の区分に応じ、

別表第6の定額により支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去において支度料の支給を受けた専門家に支給する支度料の額は、前項の規定による定額から、その派遣のため本邦を出発する日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額とする。ただし、その額が前項の規定による定額の4分の1に満たない場合には、同項の定額の4分の1に相当する額とする。
- 3 本邦出発後に派遣期間が変更され、その結果、変更前の派遣期間による支度料の額と変更後の派遣期間の支度料の額が異なる場合においても、既に支給した支度料の額は変更しない。

（旅行雑費）

第36条 旅行雑費は、派遣に伴う旅行の雑費について、専門家及びその扶養親族の予防注射料、健康診断料（総裁が指定した診断項目に係るものに限る。）、入出国税、入出国手数料及び空港利用税の実費額により支給する。

（内国旅費）

第37条 内国旅費は、派遣に伴う上京又は帰郷のための旅行について支給する。

- 2 前項の内国旅費の種類は、内国鉄道賃、内国船賃、内国航空賃、内国車賃、内国日当、内国宿泊料及び扶養親族内国旅費とする。
- 3 第21条第2項の規定にかかわらず、内国旅費計算上の旅行日数は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、3日を超えることができない。
- 4 内国日当及び内国宿泊料は、旅行先及び専門家の号の区分並びに旅行中の日数に応じ、別表第7の定額により支給する。
- 5 1日の旅行において、内国日当（扶養親族内国旅費のうち内国日当に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による内国日当を支給する。
- 6 内国宿泊料は、航空旅行又は水路旅行については天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

7 扶養親族内国旅費は、旅行の日における扶養親族の年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額により支給する。

(1) 12歳以上の者については、その旅行の際における専門家相当の内国鉄道賃、内国船賃、内国航空賃及び内国車賃の全額並びに内国日当及び内国宿泊料の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

8 第27条から第30条までの規定は内国旅費について準用する。この場合において、第27条中「航空賃」とあるのは「内国航空賃」と、第28条中「船賃」とあるのは「内国船賃」と、第29条中「鉄道賃」とあるのは「内国鉄道賃」と、第30条中「車賃」とあるのは「内国車賃」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 第4章 雑 則

( 派遣手当等の返還 )

第38条 専門家が随伴し又は呼び寄せた扶養親族が、その滞在期間が10日に満たないで帰国する場合には、既に支給された家族手当、子女教育手当、移転料（扶養親族に係る部分に限る。）、扶養親族移転料及び内国旅費は返還しなければならない。ただし、第6条第2項ただし書に該当する場合は、この限りではない。

( 長期派遣への切換え )

第39条 短期派遣専門家が、派遣期間を延長され、その結果、その者の派遣期間が1年を超えることとなり、かつ、延長を決定した日から本邦へ到着する日までの期間が6月を超える場合には、延長を決定した日の属する月の翌月から長期派遣専門家として取り扱うものとする。ただし、旧居住地から在勤地までの移転に係る移転料（扶養親族に係る部分を除く。）及び着後手当は、支給しない。

( 有給休暇 )

第40条 専門家が任国の承認を得た休暇は、有給休暇とする。ただし、有給

休暇の日数は、原則として専門家が勤務する機関の職員に与えられている休暇日数を限度とする。

( 旅費の調整 )

第41条 専門家が、当該派遣における特別の事情により又は当該派遣の性質上、この基準により旅費を支給した場合には、不当に実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費の支給を受けることとなる場合においては、その実費を超えるところとなる旅費又はその必要としない旅費を支給しないことができる。

( 端数計算 )

第42条 派遣手当等を支給する場合において、その支給額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 派遣手当等を外国通貨で送金するために外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最小単位に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

( 準 用 )

第43条 この基準に定めるもののほか、派遣手当等の支給については、外務公務員に適用される法令の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この基準は、昭和52年1月15日から施行する。ただし、第16条第4項及び第17条第4項の規定は、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（昭和38年海技協達第8号。以下「旧基準」という。）、専門家へき地手当支給基準（昭和47年海技協達第1号）、専門家技術報酬支給基準（昭和47年海技協達第3号）及び専門家語学手当支給基準（昭和47年海技協達第18号）は、廃止する。

3 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）前に総裁の承認を得て18歳以上の扶養親族を随伴し又は呼び寄せ、この基準の施行日において当該扶養親族に係る家族手当の支給を受けている専門家に対する旧基準による家族手当の支給については、なお従前の例による。

4 この基準の施行日において現に派遣中の専門家に対する専門家の号の適用については、次の表の「専門家の等級」の欄に掲げる旧基準による等級をもって、それぞれに対応する「専門家の号」の欄に掲げるこの基準による号とみなす。

|        |     |    |     |    |     |    |     |     |     |    |     |    |
|--------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 専門家の等級 | 特 級 |    | 1 級 |    | 2 級 |    | 3 級 | 4 級 | 5 級 |    | 6 級 |    |
|        | 1号  | 2号 | 1号  | 2号 | 1号  | 2号 |     |     | 1号  | 2号 | 1号  | 2号 |
| 専門家の号  | 特 号 |    | 1 号 |    | 2 号 |    | 3 号 | 4 号 | 5 号 |    | 6 号 |    |
|        | 1   | 2  | 1   | 2  | 1   | 2  |     |     | 1   | 2  | 1   | 2  |

5 この基準の施行日において現に派遣中の専門家であって、任国政府等から住宅等の提供を受けている者に対する旧基準による日当及び宿泊料については、なお従前の例による。

6 この基準の施行日前に業務を終了し帰国のために任国を出発した専門家に対する旧基準による移転料の支給については、なお従前の例による。

7 この基準の施行日前に本邦を出発した専門家に対する旧基準による支度料の支給については、なお従前の例による。

別表第1 在勤基本手当

(1) 一般専門家 [略]

(2) 医療専門家 [略]

別表第2 住居手当の限度額 [略]

別表第3 日当、宿泊料及び食卓料

(単位 円)

| 専門家の号 | 日当 (1日につき) |       |       | 宿泊料 (1夜につき) |        |        | 食卓料 (1夜につき) |
|-------|------------|-------|-------|-------------|--------|--------|-------------|
|       | 指定都市       | 甲地方   | 乙地方   | 指定都市        | 甲地方    | 乙地方    |             |
| 特号    | 5,400      | 4,700 | 4,300 | 16,700      | 14,500 | 13,100 | 6,400       |
| 1号    | 4,700      | 4,200 | 3,800 | 14,600      | 12,700 | 11,400 | 5,600       |
| 2号    | 4,700      | 4,200 | 3,800 | 14,600      | 12,700 | 11,400 | 5,600       |
| 3号    | 4,000      | 3,500 | 3,200 | 12,500      | 10,900 | 9,800  | 4,800       |
| 4号    | 4,000      | 3,500 | 3,200 | 12,500      | 10,900 | 9,800  | 4,800       |
| 5号    | 4,000      | 3,500 | 3,200 | 12,500      | 10,900 | 9,800  | 4,800       |
| 6号    | 3,400      | 3,000 | 2,700 | 10,400      | 9,100  | 8,200  | 4,000       |

- 備考：1. 指定都市とは、ニューヨーク、サン・フランシスコ、モスクワ、パリ、アブダビをいう。  
 2. 甲地方とは、次の地域のうち、指定都市以外の地域をいう。  
 (1) 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド及びバーミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島を除く。)  
 (2) ヨーロッパ大陸(ソヴィエト連邦を含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)  
 (3) オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(マリアナ諸島、マーシャル諸島及びカロリン諸島並びに西イリアン及びその周辺の島しょ並びにガラバゴス諸島及びイースター島を除く。)  
 3. 乙地方とは、指定都市及び甲地方以外の地域をいう。  
 4. 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める額とする。

別表第4 移転料

(単位 円)

| 専門家の号 | 距離      |                |                  |                    |                    |                    |                     |                      |                      |            |
|-------|---------|----------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|------------|
|       | 100km未満 | 100km以上500km未満 | 500km以上1,000km未満 | 1,000km以上1,500km未満 | 1,500km以上2,000km未満 | 2,000km以上5,000km未満 | 5,000km以上10,000km未満 | 10,000km以上15,000km未満 | 15,000km以上20,000km未満 | 20,000km以上 |
| 特号    | 113,000 | 150,000        | 215,000          | 270,000            | 340,000            | 417,000            | 460,000             | 502,000              | 544,000              | 587,000    |
| 1号    | 113,000 | 150,000        | 215,000          | 270,000            | 340,000            | 417,000            | 460,000             | 502,000              | 544,000              | 587,000    |
| 2号    | 113,000 | 150,000        | 215,000          | 270,000            | 340,000            | 417,000            | 460,000             | 502,000              | 544,000              | 587,000    |
| 3号    | 93,000  | 123,000        | 176,000          | 221,000            | 278,000            | 342,000            | 377,000             | 411,000              | 445,000              | 481,000    |
| 4号    | 93,000  | 123,000        | 176,000          | 221,000            | 278,000            | 342,000            | 377,000             | 411,000              | 445,000              | 481,000    |
| 5号以下  | 76,000  | 101,000        | 144,000          | 181,000            | 228,000            | 280,000            | 309,000             | 337,000              | 365,000              | 394,000    |

備考：移転料の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ直線1キロメートルとみなす。

別表第5 着後手当

(単位 円)

| 専門家の号 | 在動地     |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
|       | 指定都市    | 甲地方     | 乙地方     |
| 特号    | 221,000 | 192,000 | 174,000 |
| 1号    | 193,000 | 169,000 | 152,000 |
| 2号    | 193,000 | 169,000 | 152,000 |
| 3号    | 165,000 | 144,000 | 130,000 |
| 4号    | 165,000 | 144,000 | 130,000 |
| 5号    | 165,000 | 144,000 | 130,000 |
| 6号    | 138,000 | 121,000 | 109,000 |

備考：指定都市、甲地方及び乙地方の別は、別表第3の備考による。

別表第6 支度料

(単位 円)

| 専門家の号 | 派遣期間   |           |          |          |         |
|-------|--------|-----------|----------|----------|---------|
|       | 15日未満  | 15日以上1月未満 | 1月以上3月未満 | 3月以上1年未満 | 1年以上    |
| 特号    | 43,120 | 86,240    | 104,720  | 123,200  | 200,000 |
| 1号    | 39,080 | 78,160    | 94,910   | 111,650  | 190,000 |
| 2号    | 35,035 | 70,070    | 85,090   | 100,100  | 180,000 |
| 3号    | 33,015 | 66,030    | 80,180   | 94,330   | 165,000 |
| 4号    | 30,995 | 61,990    | 75,270   | 88,550   | 150,000 |
| 5号    | 26,950 | 53,900    | 65,450   | 77,000   | 120,000 |
| 6号    | 26,950 | 53,900    | 65,450   | 77,000   | 90,000  |

別表第7 内国日当及び内国宿泊料

(単位 円)

| 専門家の<br>番号 | 内国日当<br>(1日につき) | 内国宿泊料(1夜につき) |       |
|------------|-----------------|--------------|-------|
|            |                 | 甲地方          | 乙地方   |
| 特号         | 1,800           | 9,400        | 8,500 |
| 1号         | 1,600           | 8,100        | 7,300 |
| 2号         | 1,600           | 8,100        | 7,300 |
| 3号         | 1,300           | 6,500        | 5,900 |
| 4号         | 1,300           | 6,500        | 5,900 |
| 5号         | 1,300           | 6,500        | 5,900 |
| 6号         | 1,100           | 5,200        | 4,700 |

備考1 宿泊料の項中甲地方とは、次に掲げる地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

- (1) 東京都 特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
- (2) 神奈川県 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町
- (3) 愛知県 名古屋市
- (4) 京都府 京都市
- (5) 大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、泉北郡忠岡町
- (6) 兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
- (7) 山口県 下関市
- (8) 福岡県 北九州市、福岡市

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

## 専門家の災害補償に関する基準

昭和52年6月9日  
〔国協達第13号〕

(目的)

第1条 この基準は、専門家の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)は、専門家の派遣期間中における業務上の災害(負傷、疾病、身体障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対して、この基準の定めるところにより補償を行う。ただし、相手国政府、国、その他専門家の所属先等から同一事由について補償が行われたときは、その限度において、この基準による補償は行わない。

(補償基準日額)

第3条 この基準において「補償基準日額」とは、災害発生時における専門家の等級に応じて別表第1に定める金額をいう。

(補償の種類)

第4条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償
- (4) 遺族補償
- (5) 葬祭補償
- (6) 打切補償

(療養補償)

第5条 専門家が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合において、事業団は、療養補償として必要な療養の費用を負担する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められ

るものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送(原則として当該派遣国内に限る)

(休業補償)

第6条 専門家が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、帰国後もなお療養のため生業に従事することができないことにより収入がないときは、事業団は、休業補償として、その収入がない期間につき、補償基準日額の100分の60に相当する金額を補償する。

(障害補償)

第7条 専門家が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったとき国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)別表に定める程度の身体障害が存する場合においては、事業団は、障害補償として、別表第2の定めるところにより障害補償一時金を支給する。

(休業補償及び障害補償の制限)

第8条 専門家が重大な過失によって、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったときは、事業団は、休業補償又は障害補償の全部又は一部を行わないことができる。

(遺族補償)

第9条 専門家が業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、事業団は、遺族補償として、専門家の遺族に対して、次の各号に掲げる額の合計額の遺族補償一時金を支給する。

- (1) 補償基準日額の1,000日分に相当する額
- (2) 専門家の死亡の当時、遺族加算の対象となる遺族がある場合は、配偶者については補償基準日額の200日分、その他の遺族については1人につき100日分に相当する額。ただし、遺族加算の対象人数は4人を



限度とする。

2 前項に規定する遺族加算の対象となる遺族は、専門家の配偶者（婚姻の届出をしていないが、専門家の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、専門家の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者にあつては、専門家の死亡の当時次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳未満であること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳未満又は55歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則（16-0）に定める廃疾の状態にあること。

（葬祭補償）

第10条 専門家が業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、事業団は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、補償基準日額の60日分に相当する金額を支給する。

（打切補償）

第11条 第5条の規定によって療養補償を受ける専門家が、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が相当期間なお見込みがないと認められる場合においては、事業団は、補償基準日額の1,200日分に相当する額の打切補償を行うことができる。

2 前項の打切補償を行ったときは、事業団は、その後この基準の規定による他の補償を行わないものとする。

（補装具の支給）

第12条 事業団は、専門家が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員災害補償法別表に定める程度の身体障害が存する場合において、当該専門家に義肢、義眼、補

聴器等の補装具を支給することができる。

（準用）

第13条 この基準又は次条の規定に基づく細則に定めるもののほか、災害補償の取扱いに関し必要な事項については、国家公務員災害補償法の定めるところにより、同法に準拠すべき規定がない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の例による。

（実施細則）

第14条 この基準を実施するために必要な手続等については、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、昭和52年6月9日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 海外派遣専門家の災害補償に関する基準（昭和44年海技協達第2号）は、廃止する。

別表第 1

| 等 級 | 補 償 基 準 日 額 |
|-----|-------------|
| 特 級 | 11,700 円    |
| 1 級 | 8,700 円     |
| 2 級 | 7,000 円     |
| 3 級 | 5,900 円     |
| 4 級 | 5,000 円     |
| 5 級 | 4,200 円     |
| 6 級 | 3,500 円     |

別表第 2

| 身体障害の等級 | 補 償 額            |
|---------|------------------|
| 1 級     | 補償基準日額の 1,340 日分 |
| 2 級     | 1,190 日分         |
| 3 級     | 1,050 日分         |
| 4 級     | 920 日分           |
| 5 級     | 790 日分           |
| 6 級     | 670 日分           |
| 7 級     | 560 日分           |
| 8 級     | 450 日分           |
| 9 級     | 350 日分           |
| 10 級    | 270 日分           |
| 11 級    | 200 日分           |
| 12 級    | 140 日分           |
| 13 級    | 90 日分            |
| 14 級    | 50 日分            |

(注) 身体障害の等級は、国家公務員災害補償法別表の定めるところによる。

昭和52年11月1日

通達（総）第48号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の派遣手当等支給細則

第1条 この細則における用語の意義は、専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号。以下「基準」という。）の定めるところによる。

第2条 専門家が基準第5条の現金の提供を受けた場合には、現金供与報告書（様式第1号）を総裁に提出しなければならない。

第3条 基準第6条第1項の規定に基づき専門家がその扶養親族の随伴又は呼寄せについて総裁の承認を受けようとする場合には、扶養親族随伴・呼寄せ申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

第4条 基準第6条第1項の18歳以上の子であって別に定める特別の事由のあるものは、心身に故障のある子とする。

第5条 専門家が総裁の承認を得て任国に随伴し又は呼び寄せた扶養親族を専門家の任期満了前に帰国（基準第6条第2項ただし書の帰国を含む。）させようとする場合には、扶養親族早期帰国申請書（様式第3号）を総裁に提出しなければならない。

第6条 基準第6条第2項ただし書の別に定める特別の事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 扶養親族本人の病気
- (2) 専門家の父母、子又は配偶者の父母の重体又は死亡

(3) 在勤地における戦争、内乱等滞在が困難な事態の発生

(4) その他当初予期されなかった前各号に掲げるものと同等の事態の発生

第7条 基準第12条第1項の別に定める額は、専門家が居住するために借り上げた住宅（以下「借上げ住宅」という。）の家賃（当該住宅に別表に掲げる家具の全部又は一部が備え付けられている場合は、その程度に応じその家賃の100分の90又は100分の95に相当する額）又はホテル若しくはこれに類する宿泊施設（以下「ホテル等」という。）の室料（食費、税金、サービス料等を除く。ただし、食事付であって室料と食費の区分が不明なものにあつてはこれを室料に含む。第10条第2項において同じ。）に相当する額とする。

2 次の各号に掲げる額（第1号から第4号までにあつては当該借上げ住宅の契約期間で、第5号にあつては在勤基本手当の支給期間で除し月額にした額）は、前項の家賃に含めることができる。

(1) 借上げ住宅への入居に際し家主に支払った権利金、礼金その他の費用（賃貸契約の終了に際し返済されないものに限る。）

(2) 次に掲げるものの賃借料（入居後2月以内に支払ったもので、領収書等支出を明らかにする証拠書類を添え申告のあったものに限る。）

イ 車庫（借上げ住宅の一部に車庫の施設がない場合又は車庫の賃借料が家賃に含まれない場合に限り、かつ、車1台分とする。）

ロ 冷蔵庫、レンジを含む台所設備

ハ 冷房器具及び暖房器具

(3) 借上げ住宅の設備の購入費（付帯工事費を含み、入居後2月以内に支払ったもので、領収書等支出を明らかにする証拠書類を添え申告のあったものに限る。）で、その額に応じ基準別表第2で定める額（以下「住居手当限度額」という。）の100分の10又は100分の5に相当する額

(4) 1年以上の期間の家賃の前払いを要する場合で、専門家が当該前払いに要する額の全部又は一部を金融機関から借り入れているときにあつては、当該借入れに係る利息の額（総裁が別に定める利率及び方式をもって計算した額を限度額とする。）

- (5) 在勤基本手当の支給期間を超える期間で借上げ住宅の賃貸契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない場合において、総裁が認めるときは、在勤基本手当の支給期間を超える期間に係る家賃相当額

第 8 条 専門家が任国政府等から提供された住宅（以下「提供住宅」という。）に居住する場合において、当該提供住宅の敷地、構造又は建築設備（以下「設備等」という。）の状態が不完全であると認められる場合は、その程度に応じ次の各号に定める額を住居手当として支給することができる。

- (1) 設備等の状態が著しく不完全であるときは、住居手当限度額の 100 分の 20 に相当する額
- (2) 設備等の状態が相当に不完全であるときは、住居手当限度額の 100 分の 10 に相当する額

第 9 条 第 7 条第 2 項第 3 号の家賃に含め得る額及び前条の住居手当の額は、派遣期間が 2 年未満の専門家については、総裁が特に必要と認める場合には、当該額の 2 倍を超えない範囲で増額することができる。

第 10 条 借上げ住宅に係る住居手当の支給を受ける専門家は、次の各号の 1 に該当するときは住居手当認定申請書（様式第 4 号）に、住宅調書、契約書、その他の関係書類を添え、事業団海外事務所長（海外事務所のない国にあっては在外公館長）の証明を付して、速やかに総裁に提出しなければならない。

- (1) 新たに契約を締結したとき
- (2) 契約を更新したとき
- (3) 契約期間中に家賃の額が改定されたとき

2 ホテル等に係る住居手当の支給を受ける専門家は、住居手当認定申請書（様式第 4 号）に、室料の支払いを明らかにする証拠書類を添え、事業団海外事務所長（海外事務所のない国にあっては在外公館長）の証明を付して、速やかに総裁に提出しなければならない。

3 提供住宅に係る住居手当の支給を受ける専門家は、住居手当認定申請書（様式第 4 号）に、住宅調書を添え事業団海外事務所長（海外事務所のない

国にあっては在外公館長）の証明を付して、速やかに総裁に提出しなければならない。

第 11 条 総裁は、基準及びこの細則の規定に基づいて住居手当の額を決定し、又は改定したときは、速やかに専門家に通知するものとする。

第 12 条 家賃の額を本邦通貨に換算する場合の換算率は、当該借上げ住宅への入居時の任国における公認の外国為替相場（公認の外国為替相場のない国にあっては公定相場）に基づく換算率とする。

第 13 条 住居手当の額は、総裁が必要と認める場合には、通貨間の換算率の変動に応じ、改定することができる。

第 14 条 住居手当の支給を受ける専門家は、四半期毎に換算率報告書（様式第 5 号）に当該四半期の初日における換算率についての金融機関等の証明書（証明書がないときは新聞その他相場を証明し得るもの）を添え、総裁に提出しなければならない。

第 15 条 専門家に次の各号に掲げる事実が生じたときは、速やかに家族手当に係る扶養親族異動届（様式第 6 号）を総裁に提出しなければならない。

- (1) 新たに家族手当に係る扶養親族となった者があるとき
- (2) 家族手当に係る扶養親族でなくなった者があるとき

第 16 条 専門家に次の各号に掲げる事実が生じたときは、速やかに年少子女異動届（様式第 7 号）を総裁に提出しなければならない。

- (1) 新たに年少子女になった子があるとき
- (2) 年少子女でなくなった子があるとき

第 17 条 基準第 16 条第 4 項の総裁が別に定める地は、在外公館の所在地以外の地とする。

2 基準第16条第4項の別に定める教育のための費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 在外公館所在地でない地の学校への入学金、授業料その他の納付金
- (2) 下宿費、寮費その他これに準ずる経用
- (3) 通学費
- (4) 在外公館所在地の学校へ通学していない場合における通信教育費
- (5) 在外公館所在地の学校へ通学していない場合における家庭教師等に対する謝金（語学指導及びわが国の教育課程の教科の指導に係るものに限る。）

第18条 基準第16条第4項の子女教育手当加算分は当該事業年度分について一括して支給する。

2 前項の子女教育手当加算分を受けようとする専門家は、子女教育手当（加算分）支給申請書（様式第8号）に当該事業年度における支出を明らかにする証拠書類を添え、毎事業年度末（専門家が事業年度の中途において帰国する場合にあっては帰国の日から14日を経過する日、年少子女が年少子女でなくなった場合はその事実が生じた日の翌日から30日を経過する日）までに総裁に提出しなければならない。

第19条 基準第17条第2項に規定するへき地の認定は、事業団海外事務所長、専門家等の報告に基づき、専門家等の処遇に関する選考・認定委員会（以下「認定委員会」という。）の議を経て総裁が行う。

2 総裁は、前項によりへき地の認定を行ったときには速やかに公示するものとする。

第20条 在勤基本手当の支給期間中在勤地が新たにへき地と認定（へき地の区分の変更認定を含む。）された場合にあっては認定を受けた日からへき地手当を支給し、へき地の認定が取り消された場合には取り消された日の前日までへき地手当を支給する。

2 在勤基本手当の支給期間中在勤地が変わった場合であって、新在勤地がへき地であるときは、新在勤地に到着した日の翌日から当該地に係るへき地手

当を支給し、新在勤地がへき地でないときは、新在勤地に到着した日まで従前のへき地手当を支給する。

第21条 基準第18条第1項に規定する専門家の技術能力の認定は、当該専門家の技術、資格、学歴、職歴等を考慮して、認定委員会の議を経て総裁が行う。

第22条 第19条第1項及び前条の認定委員会の組織及び運営については、別に定める。

第23条 在勤基本手当の支給期間中新たに特別技術手当の支給に係る技術能力の認定（技術能力の区分の変更認定を含む。）を受けた場合は、その認定を受けた日から特別技術手当を支給する。

第24条 基準第19条第1項に規定する専門家の語学能力の認定は、専門家の申請に基づき、事業団が検定試験を実施して行う。ただし、専門家が総裁の指定する機関の語学能力を証明する証拠書類を提出したときは、検定試験を免除することができる。

2 前項の検定試験の実施細目は、別に定める。

第25条 基準第19条第1項ただし書の別に定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 調査団の団員として行う業務
- (2) 言語を専門分野とする業務

第26条 基準第19条第4項の語学能力の区分は、次表に掲げる基準によるものとする。

別表

| 区分 | 基準                                       |                                      |
|----|--|--------------------------------------|
|    | 英語、仏語及び西語                                | その他の言語                               |
| 1級 | 当該言語を使用して、停滯なくかつ正確に会議出席、折衝を含む職務遂行が可能である。 | 当該言語を使用して、停滯なくかつ正確に職務遂行が可能である。       |
| 2級 | 当該言語を使用して、停滯なくかつ正確に職務遂行が可能である。           | 当該言語を使用して、多少円滑を欠くも大きな停滯なく職務遂行が可能である。 |

附 則

- この細則は、昭和52年11月15日から施行する。ただし、第17条の規定は昭和52年4月1日から適用する。
- この細則の施行の日において既に派遣中の専門家に対する第7条及び第8条の規定の適用については、当該借上げ住宅の契約期間中又は当該提供住宅の提供期間中は、なお従前の例による。

家具の種類

|          |   |
|----------|---|
| 長椅子      | 子 |
| 肘掛椅子     | 子 |
| 小椅子      | 子 |
| テーブル     |   |
| 小脇テーブル   |   |
| 飾        | 棚 |
| 食卓       | 卓 |
| 食卓用椅子    | 子 |
| 食器       | 棚 |
|          | 机 |
| 椅子       | 子 |
| 本        | 棚 |
| 寝台及び寝台枠  |   |
| たんす      |   |
| 鏡        | 台 |
| ナイト・テーブル |   |

( 様式第 1 号 )

現金 供 与 報 告 書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総 裁 殿

任 国

勤務機関

派遣期間

氏 名



私は、任国政府等から現金の供与（支給）を受けましたので、下記のとおり報告いたします。

記

2 現金供与を受けるための手続

(1) 現金供与を行う任国政府等の機関名

[Empty box for recipient organization name]

(2) 現金供与を受けるために専門家が行うべき手続

[Empty box for procedures]

3 現金供与を受けたために生じる専門家の義務等

[Empty box for obligations]

1 現金供与（支給）額

( 供与日における通貨換算率 1  $\left\{ \begin{array}{l} \text{米 ド ル} \\ \text{英 ボ ン ド} \\ \text{仏 フ ラ ン} \\ \text{西 独 マ ル ク} \\ \text{その他 ( )} \end{array} \right\} = \text{(現地通貨)} )$

| 現金の種類 (名称) | 積算明細 | 合計供与(支給)額 | 供与(支給)日 | 備 考 |
|------------|------|-----------|---------|-----|
|            |      |           |         |     |
|            |      |           |         |     |
|            |      |           |         |     |
|            |      |           |         |     |
|            |      |           |         |     |

- (注) 1 任国政府等から現金（現地業務費に相当するものを除く。）の供与があったときには、その都度本報告書を提出すること。  
 2 現金の種類欄には、任国政府等から供与される一切の現金（現地業務費に相当するものを除く。）について記入すること。  
 3 現金が一定期間を対象として支払われるものについては、その期間を備考欄に記入すること。

(様式第2号)

扶養親族随伴・呼寄せ申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団  
総 裁 殿

任 国  
派遣期間  
氏 名 ㊟

私は、今般下記により扶養親族の随伴・呼寄せを希望いたしますのでご承認下さるようお願いいたします。

記

1 随伴・呼寄せ扶養親族

| 氏 名 | 続柄 | 生年月日 |
|-----|----|------|
|     |    |      |
|     |    |      |
|     |    |      |
|     |    |      |

※ 担当者記入欄

| 家族手当<br>支給対象者 | 子女教育手当<br>支給対象者 |
|---------------|-----------------|
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |
|               |                 |

2 随伴・呼寄せ時期(本邦出発日)

昭和 年 月 日

3 扶養親族の住所

4 備 考

(様式第3号)

扶養親族早期帰国申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団  
総 裁 殿

任 国  
派遣期間  
氏 名 ㊟

私は、今般下記により扶養親族の早期帰国を申請いたしますのでご承認下さるようお願いいたします。

記

1 早期帰国扶養親族

| 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 随伴又は呼寄せの日<br>(任国到着日) | 早期帰国日<br>(任国出発日) |
|-----|----|------|----------------------|------------------|
|     |    |      |                      |                  |
|     |    |      |                      |                  |
|     |    |      |                      |                  |
|     |    |      |                      |                  |

2 早期帰国の理由

3 帰国後住所



(様式第4号)

借上げ住宅  
提供住宅 用

申請年月日 昭和 年 月 日

担 当

部 課  
(担当者)

(事業団で記入)

### 住居手当認定申請書

国際協力事業団総裁 殿

|       |                   |   |
|-------|-------------------|---|
| 氏 名   | 扶養親族数             | 人 |
| 任 国   |                   |   |
| 派遣期間  | 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 |   |
| 専門家の号 | 号                 |   |

借上げ住宅等の状況について別紙調書のとおり報告いたしますので、  
提供 住居手当の認定をお願いいたします。

申請理由 イ 住居決定 ロ 契約更新 ハ 転 居  
ニ 家賃の改定 ホ その他( )

証 明 欄

昭和 年 月 日  
(職名・氏名)

㊦

(事業団海外事務所・在外公館)

### 住 宅 調 書

(最終頁の記載上の注意を読んで正確に記入のこと。)

#### I 入 居 住 宅

|              |                                    |              |
|--------------|------------------------------------|--------------|
| 1 住宅の種類      | 1.民間住宅の借上げ                         | 2.任国政府等の提供住宅 |
| 2 住宅形態       | 1.独立家屋 2.集合住宅(階建の階) 3.ホテル 4.その他    |              |
| 3 契約月日       | 昭和 年 月 日 (任国政府等から提供された住宅の場合は記入不要。) |              |
| 4 契約期間又は提供期間 | 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日                  |              |
| 5 入居月日       | 昭和 年 月 日                           |              |
| 6 住 所        | (電話)                               |              |

#### II 家賃等の状況 (本欄は任国政府等から提供された住宅の場合は記入不要。)

##### 1 家賃(必ず領収書を添付のこと。)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 月額家賃(現地通貨)  |              |
| 前払の必要性(有・無) | 有の場合: 年 月相当分 |

##### 2 権利金・礼金等(家主に支払った権利金等で契約終了の際に返済されないものについて記入。必ず契約書の写等を添付のこと。)

| 内 訳 | 金 額(現地通貨) |
|-----|-----------|
|     |           |
|     |           |

##### 3 車庫賃借料(住宅の一部に車庫の設備がない場合又は車庫の賃借料が家賃に含まれない場合に記入。必ず契約書の写等を添付のこと。)

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 契約期間:昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 | 賃借料月額(現地通貨) |
|------------------------|-------------|

(住居手当を申請しない者は、この申請書を切りとって調書を提出して下さい。)

4. 設備賃借料及び購入費（設備を借上げた場合及び購入した場合に記入。必ず契約書の写し又は領収書を添付のこと。）

（現地通貨）

| 内 容    | 借上げた場合 | 購入した場合 |         |
|--------|--------|--------|---------|
|        | 賃借料    | 購入費    | 付帯工事費   |
| 台所設備   |        |        |         |
| 浴室設備   |        |        |         |
| 便所設備   |        |        |         |
| 冷・暖房設備 |        |        |         |
| 給電設備   |        |        |         |
| 給水設備   |        |        |         |
| 事業団記入  | (a)    | (b)    | (c)     |
| 合計     |        |        | (b)+(c) |

※ 賃借料については、調理台、流し、冷蔵庫、レンジ、コンロ、オーブン等の加熱器具、冷房器具及び暖房器具を賃借したときのみ記入のこと。

Ⅲ 任国政府等からの現金の提供(住居手当に相当する現金供与のある場合のみ記入。)

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 提供期間： 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 | 金額(月額, 現地通貨)： |
| 参考事項：                   |               |

Ⅳ 通貨交換率( 年 月 日現在 )

|        |        |       |
|--------|--------|-------|
| (現地通貨) | (国際通貨) | (日本円) |
|        | 米ドル    |       |
|        | 英ポンド   |       |
| =      | 仏フラン   | =     |
|        | 西独マルク  |       |
|        | その他( ) |       |

Ⅴ 借入金の利息（1年以上の家賃の前払いを要する場合にその金額を金融機関から借入れたときに記入。記載事項についての金融機関の証明書を必ず添付のこと。）

| 項 目               |  |
|-------------------|--|
| 借入銀行名             |  |
| 借入金額              |  |
| 利息総額              |  |
| 年 利 率             |  |
| 返 済 期 間           |  |
| 事業団記入 家賃に含め得る利息月額 |  |

II 住宅等の状況（契約更新等の場合で、前に住宅調査を提出しているときでも、必ず記入のこと。）

|   |      |   |  |   |
|---|------|---|--|---|
| 環境<br>日照、騒音、<br>水はけ、周<br>圍の道路、<br>臭気、その<br>他安全衛生<br>等の状況等 | 良    | 不良又は特記事項のある場合は、その内容を記すこと。   | 事業団<br>で記入                               |   |
|   | 普通   |   |  |   |
|   | 不良   |   |  |   |
| 住<br>宅<br>の<br>構<br>造                                     | 面積   | 敷地(独立家<br>屋のみ)( m <sup>2</sup> )・建物(共同住宅の場<br>合は居住面積)( m <sup>2</sup> ) |  |   |
|   | 間取り等 | 寝室  | 室数は( )室                                  |   |
|   |      | 台所  | (有・無)                                    |   |
|   |      | 食事室   | (有・無)                                    |   |
|   |      | 居間  | (有・無)                                    |   |
|   |      | 浴室  | (有・無)<br>設備内容(あるものに○印)<br>(給湯設備・シャワー・浴槽) |   |
|   |      | 洗面所   | (有・無)                                    |   |
|   |      | 便所  | 有<水洗・その他><br>無<状況: >                     |   |
|   |      | その他<br>(あるもの<br>に○印)  | 女中部屋・洗濯室・物置き・ベランダ<br>ポーチ・その他( )          | 計 |

|                                 |                       |  |  |
|---------------------------------|-----------------------|--|--|
| 付<br>帯<br>設<br>備<br>の<br>状<br>況 | 給水設備                  | (専用・共用)(水道・自動井戸・手動井戸・<br>その他< >)               |  |
|                                 | 給電設備                  | (配電・自家発電・無)                                    |  |
|                                 | 冷房設備                  | 必要性(有・無) 設備(無・有<集中冷房・<br>ルームクーラー・その他: >)       |  |
|                                 | 暖房設備                  | 必要性(有・無) 設備(無・有<集中暖房・スチーム<br>エアコン・ストーブ・その他: >) |  |
|                                 | 台所設備<br>(あるもの<br>に○印) | 調理台・流し・レンジ・コンロ・オープン・冷蔵庫                        |  |
| 電話                              | (有・無)                 | 計  |  |

VI 家具の状況

| 種類     | 数量 | 種類    | 数量 | 種類       | 数量 |
|--------|----|-------|----|----------|----|
| 長椅子    |    | 食卓    |    | 寝台及び寝台枠  |    |
| 肘掛椅子   |    | 食卓用椅子 |    | たんす      |    |
| 小椅子    |    | 食器棚   |    | 寝台       |    |
| テーブル   |    | 机     |    | ナイト・テーブル |    |
| 小机テーブル |    | 椅子    |    |          |    |
| 飾棚     |    | 本棚    |    |          |    |

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 家具についてその状態等につき特記事項があれば、その内容を記すこと。 | 事業団で記入 |
|                                   | 点      |
|                                   | %      |

間取り

|  |
|--|
|  |
|--|

記載上の注意

- 1 本調書は、住居手当の認定の基礎として重要ですので、正確・詳細に記入し、事業団海外事務所（任国に事務所が所在しない時は、最寄りの在外公館の担当官）の証明を受け、入居後2ヶ月以内に提出して下さい。
- 2 民間住宅を借上げた場合、本申請書には、契約書（写）、支出を証明する証拠書類等を必ず添付して下さい。  
その際、家主名、契約月日、契約期間（提供期間）、家賃、権利金、車庫借料等支出に関して記載された事項には赤鉛筆等を用いてアンダーラインを引き、必ずその和訳を付して下さい。
- 3 金額の記入欄には、通貨の単位を明記して下さい。

(様式第4号)

ホテル等用

担 当

部 課  
(担当者)

(事業団記入)

証 明 欄

昭和 年 月 日  
(職名・氏名)

(事業団海外事務所・在外公館)

申請年月日 昭和 年 月 日

住居手当認定申請書  
(裏面の記載上の注意を読んで正確に記入のこと。)

国際協力事業団総裁 殿

|       |                   |   |
|-------|-------------------|---|
| 氏 名   | 扶養親族数             | 人 |
| 任 国   |                   |   |
| 派遣期間  | 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 |   |
| 専門家の号 | 号                 |   |

ホテル等の状況について下記のとおり報告いたしますので、住居手当の認定をお願いいたします。

| 記       |                  |          |    | (事業団記入) |
|---------|------------------|----------|----|---------|
| ホテル等の名称 | 室料(日額)<br>(現地通貨) | 宿 泊 期 間  | 泊数 | 認 定 額   |
|         |                  | 月 日～ 月 日 | 泊  |         |
|         |                  | 月1日～ 月 日 | 泊  |         |
|         |                  | 月1日～ 月 日 | 泊  |         |
|         |                  | 月1日～ 月 日 | 泊  |         |
|         |                  | 月1日～ 月 日 | 泊  |         |

(必ず領収書及び明細書を添付のこと。)

通貨交換率( 年 月 日現在)

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| (現地通貨) | (国際通貨)                                 | (日本円) |
| =      | 米ドル<br>英ポンド<br>仏フラン<br>西独マルク<br>その他( ) |       |

記載上の注意

- 1 本申請書は、着任後2ヶ月以内に住宅が決定したときに、住宅に係る住居手当認定申請書とあわせて提出して下さい。2ヶ月以内に住宅が決定しないときは2ヶ月毎に提出して下さい。
- 2 本申請書に室料の支払いを明らかにする領収書、明細書等を必ず添付して下さい。英文以外で記載されている場合は必要事項の和文を付して下さい。
- 3 金額の記入欄には、通貨の単位を明記して下さい。

(様式第5号)

通貨換算率報告書

国際協力事業団

総 裁 殿

任 国

在 勤 地

派遣期間

氏 名

④

当該四半期における通貨換算率を下記のとおり報告いたします。

記

1 換 算 率

| 現 地 通 貨 | 国 際 通 貨  | 円 |
|---------|--|---|
|         | ( 米 ド ル<br>英 ポンド<br>1 仏 フラン<br>西独マルク<br>その他( ) ) |   |

(昭和 年  $\begin{matrix} 4 \\ 7 \\ 10 \\ 1 \end{matrix}$  月 1 日 現在)

- 2 金融機関等の証明書(証明書がないときは新聞その他相場を証明し得るもの)

別 添

(様式第7号)

年少子女異動届

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総 裁 殿

任 国

派遣期間

氏 名

㊟

同伴中の年少子女について下記のとおり異動がありましたのでお届けいたします。

記

| 年少子女名 | 続柄 | 生年月日 | 異 動 の 事 由              | 異動の事実発生日 |
|-------|----|------|------------------------|----------|
|       |    |      | 6歳になった 18歳になった<br>死亡した |          |
|       |    |      | 6歳になった 18歳になった<br>死亡した |          |
|       |    |      | 6歳になった 18歳になった<br>死亡した |          |

(注) 異動の事由欄は該当のものを○で囲むこと。

(様式第7号)

年少子女異動届

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総 裁 殿

任 国

派遣期間

氏 名

㊟

同伴中の年少子女について下記のとおり異動がありましたのでお届けいたします。

記

| 年少子女名 | 続柄 | 生年月日 | 異 動 の 事 由              | 異動の事実発生日 |
|-------|----|------|------------------------|----------|
|       |    |      | 6歳になった 18歳になった<br>死亡した |          |
|       |    |      | 6歳になった 18歳になった<br>死亡した |          |
|       |    |      | 6歳になった 18歳になった<br>死亡した |          |

(注) 異動の事由欄は該当のものを○で囲むこと。

(様式第8号)

子女教育手当(加算分)支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団  
総 裁 殿

任 国  
在 勤 地 居住地  
派遣期間  
氏 名

㊦

子女教育手当(加算分)の支給を下記のとおり申請いたします。

|                    |  |   |     |     |      |      |       |        |
|--------------------|--|---|-----|-----|------|------|-------|--------|
| 通貨交換率(昭和 年 月 日 現在) |  |   |     |     |      |      |       |        |
| 現地通貨 = 1           | <table border="0"> <tr> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>米ドル</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">= 円</td> </tr> <tr> <td>英ポンド</td> </tr> <tr> <td>仏フラン</td> </tr> <tr> <td>西独マルク</td> </tr> <tr> <td>その他( )</td> </tr> </table> | } | 米ドル | = 円 | 英ポンド | 仏フラン | 西独マルク | その他( ) |
| }                  | 米ドル  |   | = 円 |     |      |      |       |        |
|                    | 英ポンド   |   |     |     |      |      |       |        |
|                    | 仏フラン   |   |     |     |      |      |       |        |
|                    | 西独マルク  |   |     |     |      |      |       |        |
|                    | その他( )   |   |     |     |      |      |       |        |

| 年少子女名<br>続 柄<br>生年月日<br>任国到着日 | 入学金、授業料、他<br>の学校納付金 |            |       | 下宿費、寮費等 |            |       | 通 学 費 |            |       | 通 信 教 育 費 |            |       | 家庭教師等への謝金 |            |       | 合 計    | 証拠書(添付)の<br>番 号 |
|-------------------------------|---------------------|------------|-------|---------|------------|-------|-------|------------|-------|-----------|------------|-------|-----------|------------|-------|--------|-----------------|
|                               | 内 訳                 | 支 払<br>年月日 | 支 払 額 | 内 訳     | 支 払<br>年月日 | 支 払 額 | 内 訳   | 支 払<br>年月日 | 支 払 額 | 内 訳       | 支 払<br>年月日 | 支 払 額 | 内 訳       | 支 払<br>年月日 | 支 払 額 | (現地通貨) |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |
|                               |                     |            |       |         |            |       |       |            |       |           |            |       |           |            |       |        |                 |

| 年少子女名<br>続柄<br>生年月日<br>任国到着日 | 入学金、授業料、他<br>の学校納付金 |            |     | 下宿費、寮費等 |            |     | 通 学 費 |            |     | 通 信 教 育 費 |            |     | 家庭教師等への謝金 |            |     | 合 計    | 証拠書(添付)の<br>番 号 |
|------------------------------|---------------------|------------|-----|---------|------------|-----|-------|------------|-----|-----------|------------|-----|-----------|------------|-----|--------|-----------------|
|                              | 内 訳                 | 支 払<br>年月日 | 支払額 | 内 訳     | 支 払<br>年月日 | 支払額 | 内 訳   | 支 払<br>年月日 | 支払額 | 内 訳       | 支 払<br>年月日 | 支払額 | 内 訳       | 支 払<br>年月日 | 支払額 | (現地通貨) |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |
|                              |                     |            |     |         |            |     |       |            |     |           |            |     |           |            |     |        |                 |

- (注) 1. この申請書は、事業年度の支払分を一括して、当該年度末までに提出して下さい。  
 ただし、年度途中で帰国する場合は帰国後14日以内に、支給対象の子女が18歳になったとき又は死亡したときはその日の翌日から30日以内に提出して下さい。
2. 通貨交換率欄には、申請時(又は帰国時)の交換率を記入して下さい。



昭和52年11月15日  
通達(総)第49号

関係各部長 殿

総 裁

子女教育手当の額について

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)  
第16条第3項の別に定める定額及び同条第4項の別に定める年  
額は、それぞれ月額12,000円及び年額144,000円とする。

昭和52年11月15日  
通達(総)第51号

関係各部長 殿

総 裁

家賃前払いのための借入金に係る家賃  
に含め得る利息の限度額について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
第7条第2項第4号の規定により、家賃に含め得る利息の限度額  
は、利率を年8.5パーセントとし、次に掲げる四半期毎元本均  
等償還式により計算して得た額とする。

(利息限度額の算定式)

$$\text{借入金額} \times \left( \frac{n+1}{2} \right) \times 3 \text{月} \times 8.5 \text{パーセント} \times \frac{1}{12}$$

=利息限度額

この場合、 $n$ は返済期間の月数を3で除した数とする。

昭和52年11月4日  
 通達(総)第52号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)  
 第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示する。

記

| 地域  | 国名           | へき地               | 区分  |
|-----|--------------|-------------------|-----|
| アジア | インド          | マハラシュトラ州コウバ郡コポリ   | 2級地 |
|     |              | グジャラート州スラート郡ビヤラ   | 2級地 |
|     |              | ビハール州シャハバード郡アラ    | 2級地 |
|     |              | マイソール州マンディア郡マンディア | 2級地 |
|     |              | マディアブラデツシユ州バスタール郡 | 1級地 |
|     |              | パラルコート地区パカンジョール   | 1級地 |
|     | インドネシア       | 東部ジャワ州ボンドーソ       | 2級地 |
|     | 東部ジャワ州ヴァニワング | 2級地               |     |

| 地域                | 国名                  | へき地               | 区分  |
|-------------------|---------------------|-------------------|-----|
| アジア               | インドネシア              | 西部ジャワ州チャンジュール     | 2級地 |
|                   |                     | 中部ジャワ州ブルウオケルト     | 2級地 |
|                   |                     | セーラム州アンボン         | 2級地 |
|                   |                     | ランポン州トルクベトン       | 2級地 |
|                   |                     | 南カリマンタン州バンジエルマシン市 | 2級地 |
|                   |                     | マルク州アンボン市         | 1級地 |
|                   | ヴェトナム               | カントウ              | 2級地 |
|                   |                     | ダラツト              | 2級地 |
|                   |                     | バオロツク             | 2級地 |
|                   | スリ・ランカ              | セントラル州マトール県デアファ   | 2級地 |
|                   | タイ                  | ソンクラ県ソンクラ         | 2級地 |
|                   |                     | ソンクラ県カンパンベツト      | 2級地 |
|                   |                     | ナコーンラツチャシマ県バクチヨン  | 2級地 |
|                   |                     | ナコーンラツチャシマ県コラート   | 2級地 |
|                   |                     | スラタニ県スラタニ         | 2級地 |
| チェンマイ県メジヨー        |                     | 2級地               |     |
| ロツブリ県チャイバダン郡ラムラナイ |                     | 2級地               |     |
| ネパール              | ジャナカプール県ダヌカ郡ジャナカプール | 1級地               |     |
|                   | ナラヤニ県チトワン郡ラブテイ      | 1級地               |     |
|                   | ガンダキ県ポカラ市           | 2級地               |     |
| パキスタン             | ハザラ州アボタバード郡ハリプール    | 2級地               |     |
| パプア・ニューギニア        | ニューアイルランド州キヤビン      | 1級地               |     |
| ビルマ               | ビルマ本州サガイン管区         | 2級地               |     |
|                   | 下チンドウイン県モニワ鉱山地域     | 2級地               |     |

| 地域                    | 国名                    | へき地                 | 区分  |
|-----------------------|-----------------------|---------------------|-----|
| アジア                   | フィリピン                 | ミンドロ州カラバン           | 2級地 |
|                       |                       | レイテ州タクロバン           | 2級地 |
|                       |                       | カガヤン州ツゲガラオ          | 2級地 |
|                       |                       | カマリネスズル州ナガ          | 2級地 |
|                       | ブータン                  | パロ                  | 1級地 |
| マレーシア                 | ヌグリスンビラン州バハウ          | 2級地                 |     |
| ラオス                   | ヴィエンチャン州チンケオ区ナムグムダム地域 | 2級地                 |     |
| 中近東                   | イラン                   | マザンダラン州サリー          | 2級地 |
|                       | アフガニスタン               | カタガン州クンドース          | 2級地 |
|                       |                       | カンダハール州カンダハール       | 2級地 |
|                       |                       | ヘラート州ヘラート           | 2級地 |
|                       |                       | イースタンプロヴィンス州ジャララバード | 2級地 |
| マザールイシャリーフ州マザールイシャリーフ |                       | 2級地                 |     |
| アフリカ                  | ウガンダ                  | 東部州ムバレ              | 2級地 |
|                       | エチオピア                 | カワ州ムイ               | 1級地 |
|                       | ケニア                   | セントラル州エンブ           | 2級地 |
|                       | コンゴ                   | カタンガ州ブカブ            | 1級地 |
|                       | スワジランド                | ムババネ                | 2級地 |
|                       | タンザニア                 | タンガ州ルシヨト            | 2級地 |
|                       |                       | セントラル州ドドマ           | 2級地 |
|                       |                       | ウエスタン州カソゲ           | 1級地 |
| キリマンジエロ州モシ            |                       | 1級地                 |     |
| ザンジバル                 |                       | 2級地                 |     |

| 地域   | 国名                | へき地              | 区分  |
|------|-------------------|------------------|-----|
| アフリカ | ナイジェリア            | 北部州カドナ           | 2級地 |
|      |                   | オヨ州イフエ市          | 2級地 |
|      | ルワンダ              | キガリ              | 2級地 |
| 中南米  | グアテマラ             | レタルフレウ州チャンペリコ    | 2級地 |
|      | パラグアイ             | イタブワ県ピラボ         | 2級地 |
|      |                   | イタブワ県ビジャリカ       | 2級地 |
|      |                   | パラグアイ県サブカイ       | 2級地 |
|      | ブラジル              | サンタカタリナ州ヴィデイラ    | 2級地 |
|      |                   | リオグランデドスール州ペロタス  | 2級地 |
|      |                   | サンパウロ州レジストロ      | 2級地 |
|      |                   | サンタカタリナ州サン・ジヨアキン | 2級地 |
|      |                   | パライバ州ジヨンベソア      | 2級地 |
|      |                   | パライバ州カンピナグランデ    | 2級地 |
| チリ   | アイセン州コジャイケ        | 2級地              |     |
| メキシコ | バハ・カリフォルニースール州ラパス | バハ・カリフォルニア州エンセナダ | 2級地 |
|      |                   | キンタナロー州コスメル      | 2級地 |

専門家子女の一時呼寄せに関する達を、次のとおり定める。

昭和52年11月4日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協達第24号

専門家子女の一時呼寄せに関する達

(趣 旨)

第1条 この達は、専門家の子女で勉学のため本邦に残留している者を、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が旅費の一部を負担することによつて学校休暇期間中に専門家の在勤地に呼寄せさせるための制度(以下「一時呼寄せ」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この達において「**専門家**」とは、専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号。以下「**派遣手当支給基準**」という。)第2条に定める者をいう。

2 この達において「**基準期間**」とは、当該専門家の派遣期間を、本邦を出発した日から起算して1年毎に区分した場合における各区分期間(1年に満たない期間を除く。)をいう。

(一時呼寄せの許可)

第3条 総裁は、1年以上の派遣期間をもつて派遣している専門家に対し、その子女であつて、一時呼寄せのために本邦を出発する日において、次の各号に掲げる要件を充す者を、1基準期間につき1回一時呼寄せを許可することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条にいう学校(幼稚園を除く。)又はその他教育施設等で総裁が認めるものに在学中の者
- (2) 年齢が満20歳未満の者
- (3) 婚姻していない者

2 前項の許可を受けようとする専門家は、子女一時呼寄せ申請書(別紙様式)に、在学を証明する文章を添え、原則として呼寄せ時の3月前までに総裁に提出しなければならない。

(一時呼寄せの許可制限)

第4条 総裁は、前条の規定にかかわらず、専門家が次の各号の一に該当する場合は、一時呼寄せを許可しないことができる。

- (1) 専門家が派遣のため本邦を出発した日から90日を経過していない場合又は帰国のため任国を出発する日まで90日を

残していない場合

- (2) 専門家が、専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）第10条の規定により、基準期間内に休暇一時帰国をした場合又はその予定がある場合
- (3) 専門家が、派遣手当支給基準第32条の規定により、扶養親族移転料の支給を受けて、基準期間内に当該子女を帰国させた場合又は呼寄せ若しくは帰国の予定がある場合
- (4) 専門家が、任国に随伴し又は呼び寄せていた子女を私費で帰国させた場合において、当該子女の本邦到着日から90日を経過していないとき

（一時呼寄せの繰越し等）

第5条 第3条に定める一時呼寄せは、次の基準期間に繰越して行うことはできない。

（滞在期間等）

第6条 専門家は、一時呼寄せをする場合は、子女の学校休暇期間を利用し、かつ、子女を在勤地に10日以上滞在させなければならない。

（旅費の支給）

第7条 事業団は、一時呼寄せを許可した専門家に対し当該子女の東京から在勤地までの順路直行による往復の旅行に必要な航空賃（エコノミークラスの航空賃）、船賃、鉄道賃及び車賃

（以下「運賃」という。）の合計額（派遣手当支給基準の規定に基づき扶養親族移転料の例に準じて計算した額）から2万円を控除して得た額を支給する。

- 2 運賃は原則として航空賃とし、船賃、鉄道賃及び車賃については、航空便のないところであつて、かつ、本邦において事前に運賃の確定が可能なものに限るものとする。
- 3 運賃は、学生割引が適用される路程については、割引を行った額とする。

（旅行）

第8条 一時呼寄せに伴う旅行について、航空会社等が子女の単独旅行を認めず保護者の同伴を求めたときは、専門家において、同伴者の手配を行い、かつ、その旅費を負担するものとする。

2 専門家は、子女の出発及び到着に関する連絡、送迎等について自己の責任においてこれを行うものとする。

3 事業団は、一時呼寄せに伴う旅行中に生じた子女の疾病、その他の事故については、一切責任を負わないものとする。

（出発）

第9条 子女又はその代理者は、本邦出発に当り事業団に出頭し、出発を届け出るとともに旅費の請求等所要手続を行うものとする。

（帰国）

第10条 子女又はその代理者は、本邦に帰着したときは、速やかに事業団に帰国を届け出るとともに、旅券及び航空券を提示し旅費の精算をしなければならない。

(旅 券)

第11条 一時呼寄せに係る子女の旅行は、一般旅券によるものとする。

附 則

- 1 この達は、制定の日から施行する。
- 2 専門家子女の一時呼寄せに関する達（昭和48年海技協達第11号）は廃止する。

別紙様式

子女一時呼寄せ申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総 裁 殿

任国(プロジェクト名) \_\_\_\_\_

派遣期間 自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

専門家氏名 \_\_\_\_\_ 印

子女一時呼寄せを下記により申請します。なお、子女の旅行中の危険負担は私が負います。

記

1. 子女氏名, 続柄  
及び生年月日
2. 呼寄せ期間
3. 本邦連絡先
4. 在学名及び学年
5. 同伴者の有無(有る場合には同伴者の氏名及び続柄)

注) 在学証明書を必ず添付のこと。



専門家災害救済金支給基準を、次のとおり定める。

昭和52年11月4日

国際協力事業団  
総裁 法 眼 晋 作

国協達第23号

専門家災害救済金支給基準

(趣 旨)

第1条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)は、専門家(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)第2条に定める者をいう。以下同じ。)が任国に携行し、又は任国において取得した家財が、戦争、内乱、天災、その他の非常災害により適切な保全措置を講ずる暇なきまま滅失又は破損した場合は、その損害の全部又は一部を補てんするため、災害救済金を支給する。

(申 請)

第2条 前条に定める災害救済金の支給を受けようとする専門家は、災害救済金支給認定申請書(別紙様式)に、事業団海外事務所長(海外事務所がない国にあつては在外公館長)の証明を添え、速

やかに総裁に提出するものとする。

(決 定)

第3条 総裁は、前条の申請書を審査し、実損害額を査定のうち、予算の範囲内で災害救済金の額を決定する。この場合において、被害家財のうち現金、有価証券、貴金属等通常被害事実及び損害額の客観的立証の困難な動産については、特に明白な証拠のない限り、原則として実損害額査定の対象としないものとする。

2 専門家が被害家財について任国政府又は保険会社から補償を受ける場合は、前項の災害救済金の額の決定は、当該補償額の決定をまつて行う。

(支 給)

第4条 事業団は、前条の規定に基づき災害救済金の額を決定したときは、速やかに災害救済金を専門家に支給するものとする。

附 則

- 1 この達は、制定の日から施行する。
- 2 専門家災害救済金支給基準(昭和48年海技協達第5号)は廃止する。

別紙様式

証 明 欄

|                     |
|---------------------|
| 昭和 年 月 日<br>(職名、氏名) |
| (印)                 |
| (事業団海外事務所、在外公館)     |

災害救済金支給認定申請書

申請年月日 昭和 年 月 日提出

国際協力事業団総裁 殿

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 任 国   | プロジェクト名<br>指導科目   |
| 氏 名   | (印)               |
| 派遣期間  | 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 |
| 専門家の号 | 扶養親族数 人           |

専門家災害救済金支給基準第2条の規定に基づき、下記のとおり  
災害救済金の支給認定を申請いたします。

記

1. 非常災害の状況

2. 被害家財の実損害算定資料(別紙)

3. 被害家財の所有証明資料(別添)



災害救済金支給認定申請書  
記載上の注意

1. 本申請書は、災害救済金支給額の審査、査定の参考資料とするので正確、詳細に記入し、事業団海外事務所（海外事務所がない国にあつては在外公館）の証明を付して、提出して下さい。
2. 専門家の家財が、適切な保全措置を講ずる暇なきまま、滅失（遺棄、残置等を含む）又は毀損した事情について、できるかぎり具体的に記入して下さい。
3. 被害家財の実損害算定資料は、下記により別紙様式に記入して下さい。
  - (1) 申請物品は、取得価格が5,000円以上のもので次の分類により記入のこと。

| 分類番号 | 分類       | 物品内容   |
|------|----------|--|
| 1    | 車 輛 類    | 乗用自動車、ジープ、オートバイ、自転車の類                                    |
| 2    | 家庭用電気製品類 | 冷蔵庫、洗濯機、掃除機、扇風機、エアコンディショナー、照明器具、ガスレンジの類                  |
| 3    | 家 具 類    | 応接用セット、テーブル、机、本棚、鏡台、帽子掛、食器戸棚、厨房器具、装飾品の類                  |
| 4    | 音響、光学機器類 | テレビ、ラジオ、ステレオ、テープレコーダー、スライドプロジェクター、カメラ、撮影機、ピアノ、オルガン、置時計の類 |

| 分類番号 | 分類            | 物品内容                   |
|------|---------------|------------------------|
| 5    | 事務用機器類        | タイプライター、計算機、その他事務用機器の類 |
| 6    | 衣類及び身廻品類      | 衣類、履物、腕時計の類            |
| 7    | 貴金属、現金及び有価証券類 |                        |
| 8    | 書 籍 類         | 専門図書等で長期に亘り使用価値を有するもの  |
| 9    | スポーツ、娯楽用品類    | ゴルフ用品等の類               |
| 10   | そ の 他         | 上記以外のもの                |

- (ロ) 任国等において、ドル又は現地通貨で取得した物品の「取得価格」欄の記載は、ドル又は現地通貨の金額と取得時の通貨交換率を明記し、円換算額を記入のこと。
  - (ハ) 「取得時の証拠書類の有無」欄の記載は、有無を明記し、有の場合は、別添証拠書類に付記した番号を記入のこと。
  - (ニ) 被害家財に損害保険が付されている場合又は任国政府等に求償しうる場合は、その詳細について「備考」欄に記入のこと。
4. 被害家財の所有証明資料は、被害直前に所有していたことを示す何らかの資料を添付して下さい。特に現金、有価証券、貴金属等通常被害事実及び損害額の客観的立証の困難な動産については、明白な証拠のない限り、原則として実損害算定の対象としないものとします。

昭和52年11月10日  
通達(総)第56号

関係各部長 殿

総務部長

#### 専門家の労災保険への加入について

専門家の派遣中の業務上災害の補償については、現在、「専門家の災害補償に関する基準」(昭和52年6月9日国協達第13号)によつて実施されていますが、本年4月1日から海外派遣者についても、労災保険への加入を認めることが制度化されたことにかんがみ、事業団の派遣専門家についても、その加入について検討を進めております。しかしながら、加入に伴う予算措置等の関係もあり、加入実現については若干の時日を要すると思われますので、その間における、本件に係る事務処理は、下記のとおり行うこととしたいので、了知願います。

#### 記

1 専門家を提供している所属先から専門家の労災保険への特別加入(以下「保険加入」という。)につき、問い合わせのあつた場合には、派遣専門家については一括事業団で保険加入する方向で検討を進めているので、所属先での保険加入を差し控えるよう指導すること。(注1)この際併せて、事業団の補償制度があること、また、その内容等についても十分説明すること。

(注1) 関係行政当局においても、事業団派遣専門家については、原則として事業団で一括保険加入すべきものとしている。

2 事業団の対処方針にかかわらず、所属先の側で独自の判断により保険加入(注2)することがあり得るが、この場合、その労働保険料(第三種特別加入保険料)につき、所属先人件費補てんを請求してきたときは、請求に応ずることとするが、この場合においては、万一業務上災害が発生したときは、事業団制度による補償との併給はあり得ないことを十分説明しておくこと。なお、かかる指導を行つたときは、技術者管理課に連絡ありたいこと。

(注2) ここでいう保険加入は、海外派遣者に対する保険付保のための特別加入(任意加入)のことである。一般に所属先では、その従業員について労災保険加入が義務付け

られており、その保険料についても補てん請求を行うことが予想される。これについては、専門家の身分関係が不明確なこともあり、従来一律に請求に応じてきたところであるが、元来、海外派遣者については、原則として（特別加入をしない限り）保険が適用されないことにかんがみ、特に長期派遣専門家等については、現実に所属先における労災保険加入対象者（所属先が保険料を負担している者）であるか否かを確認して、補てんを行うこととする。なお、最近における制度改正により、労災保険料は雇用保険料（旧失業保険料）と合わせ労働保険料として一本化されているので注意すること。（労働保険料は、雇用保険に係る部分と労災保険に係る部分から構成されることになる。）

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達  
を次のとおり定める。

昭和52年12月22日

国際協力事業団  
総裁 法眼 晋作

国協第26号

専門家等の健康管理のための旅費支給基準  
の一部を改正する達

専門家等の健康管理のための旅費支給基準（昭和50年国協達  
第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別 表

| 特定不健康地                     | 保養地域    | 指定都市    |
|----------------------------|---------|---------|
| （アジア地域）                    |         |         |
| ヴェトナム（全地域）                 | ア ジ ア   | シンガポール  |
| バングラデシュ（全地域）               | ア ジ ア   | シンガポール  |
| ネパール（ジャナカプールに限る。）          | ア ジ ア   | シンガポール  |
| モンゴル（全地域）                  | ヨーロッパ   | コペンハーゲン |
| （大洋州地域）                    |         |         |
| パプア・ニューギニア（全地域）            | オーストラリア | シドニー    |
| （中近東地域）                    |         |         |
| アフガニスタン（全地域）               | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| アラブ首長国連邦（全地域）              | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| イエメン（全地域）                  | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| イ ラ ク（全地域）                 | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| イラン（シスタン及びホラム<br>シヤハルに限る。） | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| カ タ ル（全地域）                 | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| クウェイト（全地域）                 | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| サウディ・アラビア（全地域）             | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |
| 南イエメン（全地域）                 | ヨーロッパ   | ロ ー マ   |

|              |       |           |
|--------------|-------|-----------|
| (アフリカ地域)     |       |           |
| ウガンダ(全地域)    | ヨーロッパ | ロ - マ     |
| エチオピア(全地域)   | ヨーロッパ | ロ - マ     |
| ガ - ナ(全地域)   | ヨーロッパ | マドリッド     |
| ガボン(全地域)     | ヨーロッパ | マルセイユ     |
| ギニア(全地域)     | ヨーロッパ | マドリッド     |
| ザール(全地域)     | ヨーロッパ | マドリッド     |
| スーダン(全地域)    | ヨーロッパ | ロ - マ     |
| 象牙海岸共和国(全地域) | ヨーロッパ | マドリッド     |
| タンザニア(全地域)   | ヨーロッパ | ロ - マ     |
| 中央アフリカ(全地域)  | ヨーロッパ | マルセイユ     |
| ナイジェリア(全地域)  | ヨーロッパ | マドリッド     |
| マラウイ(全地域)    | ヨーロッパ | ロ - マ     |
| リベリア(全地域)    | ヨーロッパ | マドリッド     |
| ルワンダ(全地域)    | ヨーロッパ | ロ - マ     |
| (中南米地域)      |       |           |
| ポリウイア(全地域)   | 南アメリカ | ブエノス・アイレス |

附 則

この達は、制定の日から施行する。



### Ⅲ 海外共済会関係

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和52年 5月12日

国際協力事業団海外共済会  
会長 木 村 敬 三

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則  
の一部を改正する規則

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則（昭和50年11月19日制定）の一部を次のように改正する。

第5条 を次のように改める。

第5条 療養費の給付額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 専門家等が自己、その配偶者又はその子のために第4条第2項の費用を支出したときは、その額に100分の80を乗じて得た額
- (2) 前号の規定にかかわらず、専門家等が自己、その配偶者又はその子のために歯科治療を支出した場合であつて、前号に

よつて計算した額が療養を受けた者一人につき、一の事業年度において合計して20万円を超えるときは、当該事業年度あたり、20万円

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに給付事由が生じた給付については、なお、従前の例による。

派遣専門家に対する国内融資あつせんの件

( 昭和52年9月16日 )  
制 定

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則第14条の規定に基づき国際協力事業団海外共済会規約第3条第5号に規定する業務を次のように定め、昭和52年10月1日から適用する。

- 1 共済会は、専門家に対して、専門家が国内において家財の移転・渡航の支度等に要する資金につき共済会指定銀行を通ずる融資をあつせんする。
- 2 前項の融資あつせんの条件は、次のとおりとする。
  - (1) 派遣期間が1年以上の専門家であること。
  - (2) 融資資金は家財の移転・渡航の支度等に充てるためのものであること。
  - (3) 共済会の指定銀行に口座を開設すること。
- 3 融資のあつせんを希望する専門家は、念書(様式第1号)を共済会会長へ提出するものとする。また、共済会は専門家が融資を受けるために必要な書類(様式第2号)を専門家に交付するものとする。
- 4 第1項の融資あつせん額は、専門家1人当たり30万円とする

が、特別の事由がある場合には50万円まで認めることとする。

ただし、融資あつせん総額は1,000万円を限度とする。

5 共済会があつせんした融資額の返済期間は、専門家の派遣期間内とする。

6 専門家は融資を受けた後、派遣中止及び任期短縮等で専門家としての身分を失った場合には、特別の事由がある場合を除き、借入額に係る未返済額の全額を直ちに銀行に返済するものとする。

昭和52年12月16日

専 門 家 各 位

海 外 共 済 会 会 長

海外共済会の掛金率の改正について

専門家の皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、皆様方の海外共済会へのご支援に対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、共済会では、皆様方に負担していただいております共済掛金の率を現在まで当初の掛金率にて、共済会の運営をしてまいりましたが、昨年弔慰金等を1,000万円から1,500万円に上げたことに伴う負担増、さらに、最近における各種給付件数及び給付額の増大により、現在のままでの掛金率にては、共済会運営に支障を来す恐れが生じてきました。

そのため、共済会では、昭和53年1月1日より、弔慰金等の

掛金率を従来の1,000分の7から1,000分の10に引上げる  
こととなりましたので、皆様方のご理解をお願いいたしたく存じ  
ます。(療養費掛金の率は従来通りです。)

なお、既に旧掛金率にて送金されているものについては、次回  
送金時に精算させていただきますので、ご了解をお願いいたしま  
す。

健康診断料の給付を定める件

(昭和52年12月6日)  
制 定

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則第14条の規定に基づき、国際協力事業団海外共済会規約第3条第5号に規定する業務を次のように定め、昭和52年12月1日から適用する。健康診断料の給付等を定める件(昭和51年6月18日制定)は廃止する。

- 1 国際協力事業団海外共済会(以下「共済会」という。)は、専門家又はその扶養親族が本邦又は外国において共済会所定の健康診断(派遣時において事業団が実施する健康診断に準じるものとする。以下同じ。)を受けたときは、別表に掲げるような区分に従い、当該健康診断に要した費用の実費額(ただし、給付限度額の範囲内とする。)を給付する。
- 2 専門家以外の共済会加入者又はその扶養親族の健康診断の費用の給付については、前項に準じて措置する。
- 3 第1項又は前項の健康診断の費用の支給を受けようとする専門家等は、現に支出した健康診断の費用について、当該健康診断に係る医療機関等の領収書及び健康診断書を添えて、健康診断料給付請求書(様式)により速やかに事業団を經由して共済

会に請求するものとする。

- 4 共済会は、前項により決定した金額を、速やかに専門家等に国内送金で支払うものとする。

別表

| 種別  | 給付事由  | 対象者  | 回数  | 給付限度額   |
|-----|---|--|---|---|
| 第1種 | <p>専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年8月30日国協達第20号）に基づき、一時帰国した者が本邦において、共済会所定の健康診断を受けたとき</p> | <p>全専門家及びその扶養親族</p>  | <p>帰国の都度。ただし、休暇一時帰国以外の帰国にあつては、共済会が認められたことに限る。</p> | <p>特定不健康地からの帰国者<br/>                     専門家 2,000円<br/>                     扶養親族 / 人につき 1,000円</p> <p>特定不健康地以外の地からの帰国者<br/>                     専門家 1,000円<br/>                     扶養親族 / 人につき 500円</p> |
| 第2種 | <p>派遣期間3年以上の専門家であつて滞在期間が1年6月を経過したものが、任国又は本邦で共済会所定の健康診断を受けたとき</p>              | <p>専門家</p>   | <p>1回</p>   | <p>2,000円</p>   |
| 第3種 | <p>特定不健康地に派遣されている専門家が、外国又は本邦で共済会所定の健康診断を受けたとき</p>                             | <p>専門家</p>   | <p>派遣の日から起算して1年ごとに1回</p>                          | <p>2,000円</p>   |
| 第4種 | <p>派遣期間3年以上の専門家が業務を終了して帰国した場合において、共済会所定の健康診断を受けたとき</p>                        | <p>専門家の帰国後の生活保障に關する基準（昭和52年2月9日国協達第4号）に定める保障金を支給する者が共済会の特に認められた者</p> | <p>帰国時に1回</p>                                     | <p>特定不健康地からの帰国者 2,000円<br/>                     特定不健康地以外の地からの帰国者 1,000円</p>   |

備考1 用語の意義は、専門家派遣手当支給基準（昭和52年11月1日国協達第21号）の定めるところによる。

- 2 「特定不健康地」とは、専門家等の健康管理のための旅費支給基準（昭和50年10月13日国協達第8号）別表に掲げる地をいう。
- 3 いずれの種別の健康診断も、受診日前6月以内に他の種別の健康診断を受けているときは、原則として、その費用について給付をしない。また、本邦において受診する場合、第1種健康診断と第2種健康診断又は第3種健康診断及び第2種健康診断と第3種健康診断とは、その費用について重複して給付しない。
- 4 給付額は、給付限度額の範囲内で、健康診断料実費額とする。

